

官報

号外 昭和五十年五月八日

第七十五回国会衆議院会議録 第二十号

昭和五十年五月八日(木曜日)

議事日程 第十八号

昭和五十年五月八日

午後二時開議

- 第一 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 永年在職の議員八百板正君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)
- 日程第一 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十年五月八日 衆議院会議録第二十号 永年在職議員の表彰の件

日程第五 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時二十四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(前尾繁三郎君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました八百板正君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

表彰文を朗読いたします。

議員八百板正君は衆議院議員に当選すること十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(前尾繁三郎君) この際、八百板正君から発言を求められております。これを許します。八百板正君。

〔八百板正君登壇〕

○八百板正君 私は、昭和二十二年四月、第二十三回衆議院議員総選挙に立候補して当選、このとき初めて議席を得まして、新憲法による第一回国会に臨んだのであります。社会党片山内閣成立というときでありました。

それからいろいろの変化がありました。いまここに、二十五年永年在職ということで表彰をいただくわけでありませぬ。

長いだけが能ではありませんので、一体、何をしてきたかと考え、何もしなかった、何もしない

と同じようなものではなかったかと反省いたしております。

しかし、私でなければできない何かをしてきたはずだと思ひ直し、自問自答いたしております。やはり精いっぱいのことをしてきたのだと、一つ一つを振り返つて、みずからを慰めるものであります。

型のごとく表彰をいただく年月になつたわけでありませぬが、思えば、この長い内外の変化と厳しさに耐えて、これを切り抜けて今日に至つたのは、この健康で強靱な体と心ではなかつたか、産んだ両親のたまものではなかつたか、いまは亡き父母に思い及ぶものがあります。(拍手)

国会に出た初めのころは、委員会の部屋から出ても、西と東を間違えて廊下を歩くありさまで、また、人から先生などと呼びとめられては、おれが先生ではあるまいと、後にだれかいるのだからと振り向いた私でありましたが、この西も東もわかまへぬ若輩でありましたのに、多くの先輩、同僚各位の御指導をいただき、とにかく今日に至つたのであります。これ、ひとえに皆様のおかげであります。(拍手)

また、選挙区の皆様には、長年にわたり、変わりなく温かい御支援をいただき、ありがとうございます。おかげさまで本日を迎えました。深く感謝いたします。

国会議員の皆様、議員会館と議員宿舎の皆様、国会図書館の皆様、すいぶんお世話になり、今日に至りました。あわせて、ここに深く感謝申し上げます。(拍手)

国の内外を見ても、国会の内外を見ても、余りよくなつたと思えない面もあり、意に満たないたくさんの方がおります。皆様方の御指導と御協力で、もっとよくするよう、さらに精魂を傾けて取り組みたい所存であります。何とぞ、今後とも変わりなく御指導くださいますようお願いを申し上げます。

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 鉄道敷設法の一部を改正する法律案 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案 七〇八

私は、二十五年の区画をしかと心に刻み、意を新たに、わが国政治の発展のために、さらに精進、努力いたすつもりであります。

ここに御礼を申し述べ、尊敬する議長初め、議員各位の御健康をお祈りいたし、謝辞といたします。ありがとうございました。(拍手)

日程第一 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、鉄道敷設法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長木部佳昭君。

鉄道敷設法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木部佳昭君登壇〕

○木部佳昭君 たいだいま議題となりました鉄道敷設法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和四十八年十月の鉄道建設審議会の建議に基づき、京都府北部に必要な鉄道を整備いたしますため、本法別表に掲げられております予定鉄道線路のうち、京都府宮津から河守に至る、いわゆる宮守線の終点を福知山まで延長しようとするものであります。

本案は、三月十七日本委員会に付託され、同月二十五日政府から提案理由の説明を聴取し、二十八日質疑に入り、五月六日質疑を終了し、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長山村新治郎君。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山村新治郎君登壇〕

○山村新治郎君 たいだいま議題となりました中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近における中小企業をめぐる経済情勢は、高度成長から安定成長への転換、国際分業化の進展、国民生活の多様化等、現行法制定時に比べ大きく変化しております。

本案は、このような経済事情の著しい変化に対処して、中小企業の成長発展を図るため、中小企業近代化施策の一層の充実を図ることを目的として提案されたものであります。その改正点の第一は、国民生活との関連性が高い物品または役務を供給する、いわゆる国民生活関連業種を近代化施策の対象業種に加えること、第二は、主務大臣が定める中小企業近代化計画

の事項として、新たに「従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全等」を加えること、第三は、従来の業種別構造改善事業に加え、新たに関連事業者との協調による構造改善事業についても金融、税制上の助成措置を講ずること、第四は、経済事情の変化に対処するため、新商品の開発等により、中小企業者が新たな事業分野へ進出しようとする新分野進出計画承認制度を設け、これに対し、金融、税制上の助成措置を講ずること

であります。本案は、去る二月二十八日当委員会に付託され、三月十八日、河本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十五日より質疑に入り、以来、慎重に審査を重ねました。かくて、昨七日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、中小企業近代化を効果的に推進する趣旨の附帯決議が付されたことを申し添え、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長藤尾正行君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔藤尾正行君登壇〕

○藤尾正行君 たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和四十九年度における国家公務員給与の改善率及び公務員給与と恩給との水準差の補てん分により、恩給年額を三八・一%増額する等、十一項目の改善措置を行おうとするもので、公務員給与と恩給との水準差の補てん分は昭和五十一年一月一日から、その他の措置は五十年八月一日から、それぞれ実施しようとするものであります。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同提案に係る附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長地崎宇三郎君。

郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔地崎宇三郎君登壇〕

○地崎宇三郎君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、法律案の内容を御説明いたしますと、郵便事業の運営に要する財源を確保するため、郵便料金の改定を行おうとするものであります。その主なものは、第一種郵便物のうち、定形郵便物については二十五グラムまで二十円を五十円に、定形外郵便物については五十グラムまで四十円を百円に改め、また、第二種郵便物の通常はがきについては十円を二十円に改定することといたしてあります。

その他、取り扱いについて若干の改善を図ることとし、料金不足の郵便物の納付額の算定方法を改めること並びに引き受け及び配達について記録を行ういわゆる簡易書留の損害賠償の最高限度額を引き上げることといたしてあります。

なお、この法律案の施行期日は、本年十月一日となっております。

本案は、去る一月三十一日内閣から提出され、二月二十五日、本会議において提案趣旨説明及び質疑が行われた後、通信委員会に付託されたのであります。

自來、委員会においては、政府に対し詳細な質疑を重ねたほか、物価問題等に関する特別委員会との連合審査会を開き、また、委員を大阪に派遣して、同地方在住の有識者等の意見を聴取するな

どの審査を行った後、五月七日質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して古川喜一君、日本共産党・革新共同を代表して土橋一吉君及び公明党を代表して田中昭二君が、それぞれ反対の意見を述べられ、引き続き採決を行いました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決いたしました。

なお、本案に対して附帯決議を付したことを申し添えます。以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。古川喜一君。

〔古川喜一君登壇〕

○古川喜一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表明するものであります。

この法律案は、現下の厳しい経済情勢の中にあつて、公共料金たる郵便料金を大幅に引き上げ、物価の上昇に拍車をかけ、狂乱物価再来の呼び水ともなりかねないものであり、国民生活に与える影響はきわめて重大であると言わねばなりません。

三木内閣は、当面の急務は物価の鎮静であり、公共料金を極力抑制すると公約したにもかかわらず、酒、たばこを初め、政府みずからこの郵便料金的大幅引き上げをあえて提案してまいつたのであります。これは政府の物価に取り組む政治姿勢の取柄であり、政策の貧困以外の何ものでもありません。

政府は、この三月の消費者物価上昇率を目標の一五%以下に抑えることに成功したと胸を張っているが、もう物価は再上昇への胎動を始めているのであります。さらにここに来て、土地上昇の兆しが見え、また、大企業製品、基礎的物資の値上げの動きが見られているのであります。企業は、値上げの時期を、いまや遅しと手ぐすねを引いて

待ち構えているのであります。政府は、物価上昇率を一年後には一けたにすると言いが、地価、物価の動向を考えただけでも、全く空中の楼閣に終わることは明らかであります。これはひとえに、政府の公共料金抑制策の貧困さに起因するものであり、物価対策の無策であり、国民に対する公約違反を犯し、また一つ悪事を重ねたのがこの法律案であります。わが党は、まずこの点において断固反対するものであります。(拍手)

次に、政府は、郵便料金が家計に占める割合はわずか〇・二%にしかならないから、さして国民生活に影響はないと答弁しておりますが、第一種郵便で二・五倍、第二種で二倍、第三種に至つては五倍という、史上に例のない大幅値上げによる物価へのね返りは、企業通信は当然に原価に算入され、諸物価、新聞、雑誌の購読料に波及することは明白であり、数値以上の影響を来すことを見逃すわけにはまいりません。

さらに、この法律案は、郵便料金値上げのみをめぐり、最も具体的課題である郵便事業改善策を何ら考えていないということであり、郵便事業の財源を確保するため、単に郵便料金値上げのみを安易に考え、政府は、事業財政の根本的改善策を確立しようという努力もなく、その点についての何らの措置もとられていないのであります。

たとえば、郵便局舎建設費の問題があります。現在、郵便局は約二万二千局あり、この建設及び維持のための費用が、独立採算制のためまゝから、すべて郵政事業特別会計から支出していることが、赤字の大きな要因になつていっているのであります。もし企業採算を強調するならば、当然山間僻地などの郵便局はすべて採算のとれないものであり、即刻閉局しなければならぬことになり、国営事業としての郵便事業は、その責任を遂行することができないことになり、郵便がナシヨナルミニマムとして国の行う事業となつていくこと

から考えても、このような局舎建設の費用は、利用者負担させるものでなく、一般会計において負担するのが当然であります。

また、郵便職員の退職年金制度があります。これは国家公務員の共済組合によつて、年金に必要とされる財源は、組合員四二・五%、国庫負担五七・五%とされておりますが、この国庫負担分は一般会計からの繰り入れでなく、郵政事業特別会計から全額支出されております。他方、厚生年金制度においては、必要財源の二〇%相当を一般会計から支出していることを考えれば、この郵便職員退職年金の必要財源についても、一般会計から支出すべきが当然であります。

このように、事業財政の根本的改善策を放置して、安易に郵便料金の値上げにのみ頼ろうとする態度は、許すわけにはまいりません。私は、以上の数点について強調するとともに、最後に、郵便事業の今日の事態を招いた大きな責任として、郵政当局の労使間に關する頑迷、無理解な態度を挙げねばなりません。郵便の運配は依然として慢性化しており、このことは、過去のわが党の主張を抑えて、政府・与党が、料金値上げをすれば郵便物がスムーズに家庭に届くと、国民にうそをついてきた結果でありまして、労使正常化こそ、一切の前提であるとするわれわれの主張の正しさを、何よりも難弁に物語っていると申すのであります。

事業を運営するのは人であり、なかならず労働者であります。労働者の権利、労働運動の基本的権利を率直に認める当局の敵しい自己反省なしには、郵便事業の正常化は期しがたいのであります。

以上申し述べたとおり、政府提案に係るこの郵便法の一部を改正する法律案は、物価対策上からもきわめて不当であるばかりでなく、大幅な料金の値上げは、かえつて郵便事業の収入を減少させる結果にもなりかねないのであります。わが党は、かかる無定見な料金引き上げには絶対反対で

あります。

政府は、深く本案を撤回して、国家財政による大幅な助成策を図るとともに、郵便事業に日夜を問わず働いている労働者の諸権利を尊重して、もって、国民の負担にこたえ得る郵便にすべきであることを強く主張いたしました。私の反対討論を終わりたいと思います。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 高橋千寿君。

〔高橋千寿君登壇〕

○高橋千寿君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表するものであります。

郵便事業は、創業以来百有余年を経過しておりますが、全国津々浦々の郵便局を通じて提供されてまいりました郵便サービスは、わが国の社会経済の発展並びに国民生活の向上に大きく寄与してきたのであります。

現在では、情報化時代と呼ばれるほどに郵便物の数も飛躍的に増加し、四十八年度には百三十億通を超える状況となりましたが、一方、郵便事業はきわめて人の力に頼る面が大きいという特質もあって、経営合理化の努力にもかかわらず、諸経費の上昇、とりわけ運営経費の約九割を占める人件費の著しい高騰のため、郵便事業の財政は年々悪化してきております。

このような状況を踏まえて、四十八年十月、郵政大臣から郵政審議会に対し、「郵便事業の健全な経営を維持する方策について」諮問が行われ、同年十二月に答申がなされたわけであり、その答申により、当面、郵便事業の収支を改善するためには、四十九年度において郵便料金の改正をすることが適当であるとして、具体的な料金改正案を示されたわけであり、折からの異常な経済情勢の中において、政府は、物価安定を最優先の課題として、小包郵便物の料金を除き、郵便料金の改正につきましては、四十九年度中これを見送ることとされたのであります。

これに加えて、その後の給与の改定が約三〇％にも及ぶ、かつてない大幅なものとなったため、郵便事業収支の不足額は巨大なものとなったのであります。

このため、郵政大臣は、昨年十一月、再度、郵政審議会に対し、財源を確保するための郵便料金改正案を諮問し、同年十二月には、第一種五十四円、第二種三十円を骨子とした、五十年四月からの料金改正もやむを得ない旨の答申がなされたのであります。

四十八年に行われました総理府の家計調査によりますと、一世帯当たり一年間の家計消費支出額は平均約百三十五万円となっておりますが、このうち郵便料は千六百二十八円であり、一世帯当たり一月平均百三十六円程度となっております。家計支出全体に占める郵便料の割合は〇・一二％になります。

しかし、今日の経済事情のもとにおいては、公共料金の値上げが国民生活に及ぼす心理的影響を考へますと、極力値上げを抑制すべきことは当然のことであり、その点、本法律案で、物価政策上の配慮から、はがきの値上げ幅を小さく抑え、実施時期についても本年十月に延期するなどの配慮が加えられたのであります。

このように特に配慮された本法律案は、事業財政の一段の悪化を避けるため、やむを得ないものと考へるものであります。

郵便事業の機械化、合理化などにつきまして、かねてより種々努力がなされておられ、たとえば、通常郵便物の種類、体系の整備、郵便番号制の実施、自動読み取り区分機による区分など、各般にわたる合理化、機械化策が逐次実施され、作業能率の向上を図ることによって人員の増加を吸収し、経費を抑制し、さらに、配達回数や窓口取り扱ひ時間などの合理化についても検討が加えられておられることとありますが、郵便事業は一軒一軒配達をこなすという性質上、人手に頼る度合いが非常に大きく、機械化にもおのずから限

度があるものと考えられます。したがって、今後とも、あらゆる施策を講じ、事業の効率的運営を図るよう要望したいと思います。以上をもち、私の賛成討論を終わります。(拍手)

取支の不足を一般会計から補てんするという議論もありますが、受益者負担の原則を離れ、仮に、郵便の赤字を一般会計からの繰り入れにより補てんすることとしますと、これは、とりもなおさず国民の税金で負担することとなるわけであり、郵便の約八割が企業などの差し出す業務用通信であるという実態から見まして、負担の公平を失うこととなると考へます。また、安易に一般会計に依存すれば、事業の自主性も喪失するなどの弊害が生ずることも懸念されるのであります。

○議長(前尾繁三郎君) 土橋一吉君。

〔土橋一吉君登壇〕

○土橋一吉君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、郵便法の一部を改正する法律案に反対の討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、今回の郵便料金値上げが、物価の安定を求める国民の切実な要求を踏みにじり、政府みずから物価値上げの拍車をかけようとするものであります。

今日、物価鎮静という政府の口先の宣伝とはうらはらに、四月の東京都都区部の消費者物価指数が、三月に比べ二・五％と大幅に上昇し、また、経済企画庁の調査でも、大企業の七割が、景気回復とともに製品価格引き上げの意向を持っていることにも明らかのように、物価高騰の危険はきわめて大きいものがあります。

かかるに、政府が、さきの酒、たばこ値上げ法案に加えて、今回の郵便料金法案をしゃにむに成立せよとされていることは、政府が、物価急騰の火に油を注ぐ結果を生み出すものであることは、議論の余地がないのであります。

それだけでなく、政府は、本年度の歳入欠陥を口実として、さらに、塩、小麦、各種社会保険料から消費者米価、国鉄運賃、電信電話料金などの公共料金の引き上げを意図しているではありませんか。

政府が、郵便料金値上げの理由としている今日の郵便財政の赤字の最大の原因は、営業用通信物の急増、過密選路問題の激化、都市での局舎増設の必要、資材の高騰、配達困難など、歴代の自民党政府による大企業本位の高度経済成長政策、インフレ・高物価政策にあることは、わが党が審議の中で明らかにしたとおりであります。

し、国民の期待にこたえていただきたいのであります。

以上をもち、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 土橋一吉君。

〔土橋一吉君登壇〕

○土橋一吉君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、郵便法の一部を改正する法律案に反対の討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、今回の郵便料金値上げが、物価の安定を求める国民の切実な要求を踏みにじり、政府みずから物価値上げの拍車をかけようとするものであります。

今日、物価鎮静という政府の口先の宣伝とはうらはらに、四月の東京都都区部の消費者物価指数が、三月に比べ二・五％と大幅に上昇し、また、経済企画庁の調査でも、大企業の七割が、景気回復とともに製品価格引き上げの意向を持っていることにも明らかのように、物価高騰の危険はきわめて大きいものがあります。

かかるに、政府が、さきの酒、たばこ値上げ法案に加えて、今回の郵便料金法案をしゃにむに成立せよとされていることは、政府が、物価急騰の火に油を注ぐ結果を生み出すものであることは、議論の余地がないのであります。

それだけでなく、政府は、本年度の歳入欠陥を口実として、さらに、塩、小麦、各種社会保険料から消費者米価、国鉄運賃、電信電話料金などの公共料金の引き上げを意図しているではありませんか。

政府が、郵便料金値上げの理由としている今日の郵便財政の赤字の最大の原因は、営業用通信物の急増、過密選路問題の激化、都市での局舎増設の必要、資材の高騰、配達困難など、歴代の自民党政府による大企業本位の高度経済成長政策、インフレ・高物価政策にあることは、わが党が審議の中で明らかにしたとおりであります。

るかのようには宣伝しておりますが、これが根拠のないものであることは、郵政事業の業務費に占める人件費の比率が、昭和四十年以来一貫して低下していることを見れば、きわめて明らかな事実であります。

反対の第二の理由は、今回の措置が、郵便法第一条にうたわれた郵便事業の公共的性格を真つ向から踏みこむ、きわめて不当なものだからであります。

郵便法第一条は、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」と定めておるのであります。これは、郵便事業の根本的性格が公共的なものであり、国民の社会生活に必要な不可欠の通信を、安い料金で公平に提供するところにあることを、明確に定めたものであることは言うまでもありません。

しかるに政府は、わが党が審議の中で厳しく追及をしたように、事業の採算を第一として、もつぱら料金の引き上げによつて財政の赤字を解決しようとしております。これは、郵便事業の根本的性格である公共的性格を踏みこむものと言わなければなりません。

わが党は、政府がこのような不当な方針を直ちに改め、郵便事業の本来の任務に立ち返るべきことを、重ねて強く要求するものであります。

(拍手)
反対理由の第三は、政府が以上の誤つた立場に立つて、郵便事業の公共的性格を保障するために必要な財政的支出を行っていないところにあります。

本来、局舎、ポストなどの基礎施設にかかわる費用及び郵便事業を管理監督している本省、地方郵政局、監理局、郵便局長等の人件費を中心とする経費、さらには、医療機関、訓練機関の経費などは、当然に国が負担すること、このことが、国民に安い料金で、あまねく、公平に郵便の役務を提供するための不可欠の条件であることは、わが党がしばしば明らかにしてきたとおりであります。

す。これらに要する経費一千億円を国が負担しきえずれば、現行の料金で郵便事業に直接かかわる経費を償えることは、郵政省の資料によつても明らかな事実であります。

政府が、当然負担すべき国の支出を出さないために、今回の料金値上げを行つても、郵便事業の累積赤字は、五十一年度末には三千億円に上り、国民は絶え間ない料金引き上げの被害にさらされることは、政府自身の資料によつても明らかであります。このことは、郵便事業の根本的な公共的性格を破壊するものと言わなければなりません。

政府が、わが党の道理ある主張に耳をかさず、もつぱら料金引き上げを押し通そうとすることは、言語道断と言わなければなりません。(拍手)
反対の第四の理由は、政府が、本法案の改正とともに、第三種郵便料金を実に五倍も引き上げる計画を進めているところにあります。

このような大幅な値上げはかつてないものであり、不当きわまりないものと言わなければなりません。本来、第三種郵便物とは、政府みずからも認めているように、国民の言論、表現、文化、科学の重要な手段である新聞、雑誌、学会報などを特別な低料金で郵送して、文化の啓蒙、向上に貢献しようとするところにあります。この制度は、郵便事業の根本的な公共性から当然のことであり、したがつてまた、この制度による料金割引分は国が負担をしなければならぬことも、また当然のことです。今回の大幅な値上げは、この制度の趣旨を根本から破壊をする暴挙と言わなければなりません。

政府は、第三種郵便物の割引分を負担しようとして、逆に、通信委員会審議においても明らかにしたように、国民が負担をする封書やはがきの料金で賄つているというありさまであります。政府がこのような不当な仕組みを改めようとなさば、かきか、さらに第三種郵便料金の値上げを行うことは、断じて認めるわけにはいきません。

最後に、私は、わが党が審議の中で明らかにした政策以外には、郵便事業の公共的性格を發揮しながら、同時に、郵便事業の財政問題を正しく解決する道のないことを、重ねて強調するとともに、政府の今回の不当な措置を厳しく糾弾をして、私の反対討論を終わります。(拍手)
○議長(前尾繁三郎君) 田中昭二君。
(田中昭二君登壇)
○田中昭二君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行うものであります。

た政策以外には、郵便事業の公共的性格を發揮しながら、同時に、郵便事業の財政問題を正しく解決する道のないことを、重ねて強調するとともに、政府の今回の不当な措置を厳しく糾弾をして、私の反対討論を終わります。(拍手)
○議長(前尾繁三郎君) 田中昭二君。
(田中昭二君登壇)
○田中昭二君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行うものであります。

本法案に反対する第一の理由は、物価対策上、今回の改正を絶対に認めるわけにはいかないからであります。
いまさら申すまでもなく、物価対策は昨今における最も重要な中心的課題の一つであり、物価抑制は国民の切実な願いであります。したがつて、今国会冒頭に行われた三木総理の施政方針演説の中にある「当面の急務は物価の鎮静にある」との言葉を、国民は期待と願望をもつて見守つてきたのであります。しかし、さきに行われた酒、たばこの値上げに次いで、今回の郵便料金的大幅な値上げを断行しようとする政府・自民党の暴挙により、国民は、政府の物価抑制政策は単なる絵にかいたもちにすぎず、三木内閣ではとうてい物価鎮静が不可能であることを、身をもって知らされたのであります。

本改正案は、史上その例を見ない大幅なものであり、第一種郵便で二・五倍、第二種郵便は二倍、第三種郵便に至つては何と五倍という、戦後の混乱期以来の大幅な値上げとなっております。これまで通信委員会の審議を通じ、本法案が実施されれば、これがこととなって、国民生活はなお一層物価高騰の重圧に脅かされ、とりわけ、母子家庭、身障者、低所得者などの社会的に弱い立場にある人々の経済的負担を大きくするばかりでなく、中でも、身体障害者のように、郵便により社会的交流を保っている人々の通信手段さえも奪い取り、ますます社会的不公平を拡大してしまふことが明らかとなるのであります。

したがつて、政府は、今回の郵便料金値上げが国民生活に及ぼす影響を正しく認識し、物価抑制を最優先させると言われた総理の公約どおり、物価抑制を真に実行しようとする意思と姿勢があるならば、本改正案を即座に撤回すべきであります。

反対する第二の理由は、今回の値上げが、郵便法第一条の目的と異なり、郵便の持つ公共性を軽視し、企業性、採算性を重視したものであり、このままでは、郵便事業の公共的性格が失われることとあります。
すでに郵便事業の公共的性格は、昭和四十六年の郵便法の改正に当たり、野党各党の反対を押し切り、郵便法第三条を改悪挿入したときに失われたと言つても過言ではありません。郵政省の試算でも、五十一年度において、郵政事業特別会計は二千八百八十六億円の赤字が見込まれております。もし仮に、このまま郵便法第三条の企業性の優先を貫き、一般会計からの補てんも行わず、独立採算制に固執すれば、赤字はますます拡大し、数年を経ずして、再び大幅な料金値上げを行わざるを得なくなることは明らかであります。
したがつて、政府は、郵便法第一条の「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進する」という法の精神にのっとり、公共料金と郵政事業の独立採算制との関係に抜本的なメスを入れ、郵便の公共性を確保するため、一般会計からの補てんを行い、郵便事業における国の負担すべき範囲を明確にすべきであります。

すなわち、国が国民に対して保障する通信手段の基礎的施設である郵便局舎などの公共的施設の整備、配置は、国が責任をもつて行うべきものであり、これらの経費までも国民の負担で賄おうとするならば、事業の赤字はさらに増大し、再び料金値上げを繰り返し、第一条の法の目的は永遠に

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 郵便法の一部を改正する法律案

保障されないものであります。同時に、第三条の企業性を優先する条文を早急に削除すべきであります。

第三の理由は、郵政事業の赤字解消に対し、政府及び郵政当局は、何ら手段を講じようとしていないというべきであります。

現在、郵便局で取り扱う業務に、郵政事業、郵便貯金事業、簡易生命保険、郵便年金事業があり、これら三つの事業は、特別会計法に基づいてそれぞれ独立採算制で運用されております。しかし、その業務は同一の郵便局で行われているのが現状であります。人件費や局舎維持費など、事業運営は三事業が分担しているとはいえず、その分担割合については、確固たる根拠は不明確であり、早急に三事業間で明確にする必要があるながら、今日まで何ら改善されないのが現状であります。

これらは一部の例であり、郵政事業の財政悪化を改善するため、政府並びに郵政当局が行うべき対策を放置したまま、いたずらに国民負担を増大させる料金値上げを唯一の対策とする政府、郵政当局の姿勢は、絶対に容認できないのであります。

第四の理由は、郵政業務のサービス改善は、値上げが実施されても、何一つ行われぬという点であります。

郵便送達速度のおくれの慢性化は、速達郵便物の増加となつてあらわれており、国民は高い速達料を支払つて郵便を利用せねばならぬ現実に追い込まれており、現在すでに大幅な負担を強いられつつある現状であります。その上さらに今回の大幅値上げを行えば、国民に二重の値上げを押しつけることになるのであります。

また、一般化された遅配、誤配、滞留のため、国民が郵便事業への不信を招いていることは周知のとおりであります。特に遅配、欠配はひどく、さきの四十六年の値上げの際決められた送達日数の確保率は、かえって悪化しているものであり

ます。

このような現状にかんがみて、国民へのサービス改善を図ることが絶対に必要であるにもかかわらず、今回の法改正に際して、郵政当局にはサービス向上を図るための施策は皆無であります。

郵政事業は人力に依存せざるを得ないのが現状であり、したがって、人間関係こそ郵便事業を円滑に運用するかぎとなつていのであります。

しかるに、今日の郵便事業に携わる職場において、管理職にある者と職員との相互不信は深刻なものがあります。このような事態が、郵便事業の健全なる運用と国民へのサービスの欠如となつてあらわれているのであります。このような状況のもとでは、仮に郵便料金の大幅値上げを行つて収支のつじつまを合わせたとしても、国民へのサービスの改善はとうてい望めません。

この際、深刻化している労使関係の改善のために、政府並びに関係者は真剣に取り組み、その円満な解決を図り、正常な業務と国民へのサービス向上を、国民にまず確約することが先決であると思ふのであります。

第五の理由は、郵政事業改善のための長期計画及び将来の展望について、政府、郵政当局に確固たるものがないという点であります。

国民生活に不可欠な郵政事業に対して、政府並びに郵政当局が、その再建のための長期計画を持たないという事は、どういふことでありましょうか。郵便料金の改正に関する郵政審議会の答申においても、「社会経済の変動に即応するよう料金体系その他全般的な問題について長期的な視野に立つて調査検討すべき重要な時期に來ていると考えられる」と述べているように、当面の赤字対策のみに終始することなく、まず、事業改善のための長期計画を確立することが、料金値上げ以前の問題として、きわめて重要であります。

したがって、一般会計の補てん等を含めた独立採算制の再検討、郵政当局の企業努力のあり方、経営近代化、サービス向上の方途など、これら諸

問題を含めた郵政事業の改善のための長期計画と抜本的な施策を、まず国民の前に明示すべきであります。

以上、本法案に対する主な反対理由を述べましたが、この際、政府に対し、本法案を撤回することを再度要求しまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 宮田早苗君。

○宮田早苗君(宮田早苗君登壇)

私は、民社党を代表し、ただいま提案されております郵便法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

申し上げるまでもなく、今回の改正案の内容は、封書を二十円から五十円に、通常はがきを十円から二十円に、第三種を六円から三十円に、それぞれ引き上げる、無謀とも言える大幅値上げ案であります。国民生活に密着した公共料金のこのような大幅値上げを現時点で行うことについて、われわれは断固反対するものであります。

政府がいつも主張しているように、すべての公共料金を一律に、しかも、長期にわたつて凍結することは不可能に近いといふことは、われわれも理解はしておるわけでありませぬ。しかし、私は、公共料金の値上げについては、三つの原則を踏まえねばならないと思ふのであります。

すなわち、第一は、妥当な必要最小限度の値上げ率であること、第二には、一般消費者物価上昇率などとの関連で、値上げのタイミング、時期を十分に配慮することであり、第三には、値上げに伴う明確なサービス向上を国民に示すこと、以上の三点であります。

ところが、今回の値上げ案は、これら原則をことごとく無視した、全く不当なものであると断言せざるを得ないのであります。(拍手)

わが国のインフレ、物価高は、依然深刻な事態にあります。四月の消費者物価上昇率は一三・四％と、若干鎮静化しつつあるとはいえ、対前月比では二・五％も上昇しているのであります。と

ところが、政府は、公定歩合の引き下げを図り、景気回復策に転じましたが、現状のまま景気刺激策を続けるならば、消費者物価が今後とも大幅に上昇することは必至であります。景気を回復せながら物価を安定させるためには、政府の不逞転の決意と、これを実現する政策が必要なることは申すまでもありません。

すなわち、政府みずから公共料金の値上げを抑制し、再び台頭しつつある産業界の製品値上げムードを一掃すべきであります。

民社党は、この観点から、消費者物価上昇率が一〇％以下に定着するまで、すべての公共料金の値上げを凍結すべきであると主張してきたのであります。政府は、われわれの主張に耳をかさうともせず、さきの酒、たばこに続いて、今回また郵便料金の大幅値上げを強行しようとするのは、国民生活をますます苦境に陥れるものであり、断じて認めるわけにはまいらないのであります。

第二に、私が反対する理由は、政府は依然として独立採算制中心の考え方で、公共料金の値上げを図ろうとする政治姿勢であります。

郵便法第一条にあるように、「なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供し、公共の福祉の増進をすること」と独立採算制の論理は、本来矛盾しているものであります。

諸外国の政策を取り上げてみましても、アメリカでは、採算がとれない地域へのサービス提供や政策料金による収入不足などは、国庫から財政援助を行い、七三年度の支出は約十四億ドルに上つております。イギリスにおきましても、イギリス政府のインフレ対策として、公共料金を抑制するため、インフレ収束までの臨時特例措置として、一般会計から一億三千万ポンドの財政援助を行っているのであります。

ところが、わが国の場合は、郵政事業に対しては一般会計から全く支出を行わず、すべて一般国民の負担によって問題の解決を図ろうとしている

のであります。これこそ、政府・自民党の国民生活軽視の態度を端的に示したものと云わざるを得ません。

第三の反対理由は、今回の値上げに際し、国民に何らの約束もしていないということであり、サービス向上をどうするのか、長期的展望に立った郵政事業のあり方等、何も示されていないのであります。

合理化に対する理事者側の熱意のなき、組合側の年中行事化したスト、それに伴う郵便物の遅配等から、国民の間には郵政事業に対する不信感が増大してきているのであります。本日もまた全国で違法ストライキが行われております。このような常識ではとうてい考えられない行為が続けられている現状において、郵便料金的大幅値上げを決定することを、多くの国民が納得するわけはないのであります。

いまこそ、労使はえりを正し、真に国民の福祉向上を願ひ、郵政事業のあるべき姿を真剣に探し求めるための努力をすべきであります。

そのような努力の跡が見られない現状においては、郵便料金の値上げに断じて反対であることを明らかにして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第五 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、地方交付税法

の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大西正男君。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○大西正男君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の現状にかんがみ、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉水準の向上、教職員定数の増加、教員給与の改善等教育水準の向上、市町村道、清掃施設等公共施設の計画的な整備並びに過密過疎対策、交通安全対策、消防救急対策等に要する財源の充実を図るため、昭和五十年度の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の改定を行おうとするものであります。

また、公共用地の円滑な取得を図るため、臨時土地対策費を基準財政需要額に算入することとしております。

本案は、二月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十三日には参考人から意見を聴取するなど、本案はもとより、地方財政全般にわたって熱心に審査を行いました。

五月七日、本案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党及び公明党から、人口急増市町村及び人口急減市町村の財源の強化、都の特例の廃止並びに特別交付税の割合の変更と内容とする修正案が、また、日本共産党・革新共同から、地方交付税の率の引き上げと内容とする修正案がそれぞれ提出され、佐藤委員及び三谷委員から、その趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党

を代表して愛野委員は、本案に賛成、両修正案に反対、日本社会党を代表して山田委員は、日本社会党及び公明党提出の修正案に賛成、本案及び日本共産党・革新共同提出の修正案に反対、日本共産党・革新共同を代表して林委員は、日本共産党・革新共同提出の修正案に賛成、本案に反対、公明党を代表して小濱委員は、日本社会党及び公明党提出の修正案に賛成、本案及び日本共産党・革新共同提出の修正案に反対、民主党を代表して折小野委員は、本案及び両修正案に反対の意見を述べられました。

採決の結果、両修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、地方財政の充実強化について附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣植木光教君。

〔国務大臣植木光教君登壇〕
○国務大臣(植木光教君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について

正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。独占禁止法につきましては、昭和二十八年以来、実質的な改正は行われておりません。この間、わが国経済は、競争の中に生かされた民間経済の活力に支えられ、目覚ましい発展を遂げてまいりましたが、最近における経済を取り巻く環境は、著しい変貌を遂げるに至りました。

したがって、今後のわが国経済の一層の発展を図るためには、情勢の変化に適應し、国民の理解の得られるルールを確立して、公正かつ自由な競争を促進し、自由経済に新しい活力を与えることが必要となったのであります。このような背景のもとに、今回、政府は独占禁止法を改正しようとするものであります。

この法律案は、以上の観点から、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度及び私的独占の状態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設するほか、会社の株式の保有の制限、違反行為に対する排除措置等を強化する等により、公正かつ自由な競争を促進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明いたします。第一に、不当な取引制限等について課徴金を国庫に納付することを命ずる制度を新設することとしております。

これは、いわゆる違法カルテルの発生の状況等にかんがみ、禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利益について、その納付を命じようとするものであります。課徴金の額は、違反行為の実行期間における売上額に、業種等に依じ、一定の率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額とし、十万円未満の場合は、その納付を命じないこととしております。

第二に、私的独占の状態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設することとしております。

七二三

昭和五十年五月八日 衆議院会議録第二十号

地方交付税法の一部を改正する法律案 植木国務大臣の趣旨説明

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明 植木国務大臣の趣旨説明 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明 裁原幸雄君の質疑

七二四

すなわち、一定の規模以上の事業分野において、一定の市場構造があり、価格、利益等の面での弊害があらわれているという独占の状態があるときは、競争を回復させるための最後の手段として、営業の一部の譲渡その他必要な措置を命ずることができるといたしております。これは、競争を経営運営の基本に置こうとするものであります。なお、この措置の重要性等にかんがみ、その要件、手続等につき配慮を加えております。

このほか、違反事実についての報告者に対する通知に関する規定を設けることとするともに、所要の整備を図ることとしております。以上が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

すなわち、大規模な会社に対しては、その資本の額または純資産の額を超えて他の会社の株式を保有してはならないようにするとともに、金融会社に対しては、他の会社の株式を保有することができない限度を現行よりも厳しくすることとしております。なお、規制を強化するに当たっては、株式保有制限に国策の見地等からの例外を設けることとするほか、証券市場や中小企業への影響等を考慮して、所要の経過措置を置くこととしております。

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。裁原幸雄君。

第四に、高度に寡占的な業種におけるいわゆる同調的な価格引き上げについて、その理由の報告を求めるとともに、その概要を国会に報告する制度を新設することとしております。

○裁原幸雄君 自由民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、すなわち、いわゆる独占禁止法の一部改正案について、若干の質問をいたしたいと存じます。

第五に、違反行為に対する排除措置の内容を強化することとしております。

まず第一に、改正案の基本的な考え方についてであります。わが国の経済は、戦後、政治的には民主主義、経済的には自由主義体制を基盤として、世界に例を見ない成長と繁栄を続けてまいりました。

第六に、違反行為に対する罰則を強化することとしております。

一昨年の石油危機を転機として、これまでの高度成長路線から減速成長路線へと、大きく方向を転換しつつあります。そして、この過程において、企業と消費者である国民との利益が一致しない幾つかの不幸な事態が指摘されるようになってまいりました。また、国民の意識も、物質的繁栄の追求から、精神的なものを含めた真に豊かな生活を追求することに変わり始め、さらには、強く社会的公正を要求する動きとしてあらわれてまいりました。

すなわち、他の経済関係法律との均衡をも考慮し、たとえば、違法カルテルに対する罰金の最高

ら、精神的なものを含めた真に豊かな生活を追求することに変わり始め、さらには、強く社会的公正を要求する動きとしてあらわれてまいりました。

私は、社会経済を律する法律制度は、このように変動する経済社会の実態に即応した最適なものでなければならぬと信じておりますが、独占禁止法の改正に当たっては、それが自由経済のルールをつくる経営運営の基本法であるだけに、わが国経済の現状の単に一時的な現象にとらわれることなく、将来の展望をも明確にした上で、慎重かつ果敢に行うべきであると考えます。

この点、三木総理は、わが国の産業経済の現状及び減速成長路線のもとにおける産業の構造のあり方等、将来の展望をどのようにとらえられ、その中で独占禁止政策をいかに位置づけておられるか、この際、明確にさせていただきたいのであります。

第二に、独占禁止法の改正については、これまで、学界、政界、産業界、一般消費者、さらには政府部内においてさえ、それぞれの立場から見解が示され、国民の各階層が論争に参加した事実が、まことに評価すべきものがありました。

この点は、かえって国民的コンセンサスを得ることをはなはだ困難にする実情になりました。にもかかわらず、政府は、昨年の暮れの独占禁止法改正問題懇談会設置以来、鋭意検討を続けられ、四カ月というきわめて短時間の間これだけの大きな問題に一つの結論を与え、今日、国会審議の運びに至っておるわけでございます。

しかしながら、今回の改正案の課徴金制度の新設、独占的地位を排除するための構造規制の導入などを初め、株式保有の制限の強化、違法カルテルの排除措置の徹底などは、どれ一つをとっても、まことに重要な問題であります。そうして、いずれもまだ各方面に論議を残しているのが実情であります。

この点、立案作業の過程で、各方面のさまざまな問題点の指摘にどのようにこたえられ、その理解を得るためにどのように努力をされたか、総務長官に見解を伺いたいでございます。そうして、この国会審議の場において、いままお論議されている問題点について、明確に解明されることを希望するものであります。

第三に、わが国の現行独占禁止法は、世界の他の独占禁止法に比較して決して遜色のあるものではないと思っております。公正取引委員会が法運用並びにその姿勢いかによって、十分な成果を上げることができたのではないかと思っております。現に、有識者の中にも同様な有力な意見があります。

振り返って考えますと、さきにも申し上げましたとおり、独占禁止法の改正論議は、一昨年の石油危機を契機とする狂乱物価、物不足、企業不信という一連の事態を背景として提起された面が強く、こうした短期的な現象のみをとらえて経済を律する基本法の大改正を行うことは、必ずしも適当ではないのではないかと考えます。

国際的秩序を確保し続ける外交的努力を尽くすことこそ、重要なことではないでしょうか。この点について、総務長官及び通産大臣の見解を伺いたいでございます。

第四に、今回の改正案においては、高度寡占対

策としての營業の一部譲渡などの措置や株式の保有制限の強化など、従来の行為規制を一步踏み出し、独占禁止政策としては、世界的にも例を見ない構造規制に入り込んでおり、新独占禁止法とも言うべききわめて大きな改革になっております。

しかし、本来、独占禁止法は、自由主義経済体制に於いて、基本ルールとしてその発展と強化につながるものであります。規制の内容、運用のあり方によれば、きわめて強力な劇薬に似た性格を持つておられます。そして、劇薬は、量を間違えれば毒薬に、すなわち、自由経済の活力を弱める結果にもなりかねないのであります。

この意味で、今回の改正案が、わが国経済にとって真に適量なものと思われるかどうか、総務長官の見解を伺いたしたのであります。

第五に、独占的狀態に対する構造規制措置である營業の一部譲渡については、主務大臣と再度にわたり協議することになっておりますが、基本的には、公正取引委員会の判断にゆだねられております。

この措置は、私は、本来、産業経済政策の全般を考慮して行われるべき行政措置であると思っております。このような権限を、内閣から独立した公正取引委員会にゆだねることは、内閣の行政責任を不明確にするおそれがあるという意味において、重大な問題を含んでいると思っております。しかも、その結果はきわめて大きな影響を及ぼすものであり、理論的、実際の両面にわたって、各方面に根強い不安感を残していることは否定できません。

この点について、内閣の行政責任の明確化についてどう考えているか、また、公正取引委員会が一面的な視野からこの権限を行使することがないよう、十分に客観的な基準と運用面における配慮が必要であると思っておりますが、総務長官の見解をお伺いいたします。

このような問題が出てくるのも、公正取引委員会が、内閣総理大臣の所轄に属する行政官庁である

りながら、準立法的権限及び準司法的権限を有し、しかも、職権行使に当たっては、内閣総理大臣の指揮監督を受けない独立性を有しているからであります。現行の公正取引委員会のこのきわめて異例な性格は、純法律的にはいかに顧念されるべきであるのか。将来、他の機関に権限を分配すべきではないか等の問題が出てくるのではないかと。総務長官にお伺いいたします。

次に、この際、公正取引委員会の業務のあり方について意見を申し上げます。

それは、従来、公正取引委員会の独立性を尊重する余りと思っておりますが、独占禁止法の運用に当たって、公正取引委員会と産業政策担当省庁との間の連絡調整が不十分であったのではないかと。この点であります。

すなわち、独占禁止法の運用に当たっては、実態的確な把握とスピーディーな対応が不可欠なのであります。公正取引委員会は、違法カルテルの防止については積極的、意欲的であるように見受けられますが、他面、不況カルテルの認可などの際はその対応が遅きに失し、そのため、基礎的、構造的に体力の弱い中小企業中心の業種におきまして、やむを得ずやみカルテルに追い込まれていくケースがあるやに思っております。このようなケースは、公正取引委員会が日常業務として産業担当省庁と十分連絡を密にしていれば防止できるはずであり、現状は、独占禁止法の運用上の欠陥と言わざるを得ないと思っております。

私は、公正取引委員会が独占禁止法の本来の機能を十分發揮するよう、あえて苦言を呈したのであります。このため、公正取引委員会の機構の拡充及び定員の増加等については、画期的な改善を図るべきであると考えます。

最後に、独占禁止政策は、その目的に示してあるように、自由主義経済の活力ある維持発展が直接の目的であり、その結果が、消費者である国民の利益に合致することを目標としております。しかしながら、法律を強化することのみが独占禁止

政策を効果あらしめるものでもありません。すなわち、自由にして公正な競争の促進と他の産業諸政策の発展とが整合しつづつ、表裏の関係にあって初めて所期の目的を達成し、自由主義経済を国民の利益と合致させることが可能になると信じます。

総理を初め関係大臣各位におかれましては、独占禁止法の改正のみで事足りりせず、改正によって生ずる波紋を吸収し、また、技術開発や企業の活力保持のための諸政策を絶え間なく整備され、厳しい国際社会に対応して、わが国の未永き繁栄を確保されんことを希望いたします。質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣三木武夫登壇)
○内閣総理大臣(三木武夫) 萩原君にお答えをいたします。

萩原君の質問は、私が、わが国産業の展望の中で、独占禁止法をどう位置づけて改正案を国会に提出したかということでございます。

三木内閣が誕生した当時の政治的、社会的背景は、政治に対する国民の不信、一部企業に対する国民の疑惑ということであり、それに対して誠実に取り組むことが、私に課された大きな責任だと考えて三木内閣は出発いたしました。

日本経済のあり方、企業のあり方について、私は、大原則として、自由経済、自由企業、自由企業体制を守り抜く決意であります。

しかし、同時に、自由経済体制は、時代の要請に応じていかなければ、守ろうとしても守り抜いていけるものではありません。弱肉強食は、社会的公正の觀念に反することは明らかであります。

しかし、同時に、企業みずからの力、企業みずからの創意、企業みずからの責任を、官僚統制によつて萎縮させるようなことがあってはいけません。これは言うまでもありません。この両者を踏まえ、公正な自由競争の仕組みが健全に働くよう自由経済の基本的ルールの確立が、この際必要であると痛感して、独占禁止法の改正案を本国会に提出

したものであります。さらに、この改正案は、石油危機の時期に見られた数々の現象と、また、従来からうっせきしていた国民の強い不満にこたえんとするものであります。

したがって、萩原君が御心配になるような対症療法的なものではなく、自由経済を守ろうとする者が、自由経済の将来を展望して、これからの自由経済の基本ルールを確立して、国民の信頼と期待にこたえ得る改正を早く確立をしなければならぬと考えておるからであります。そうすることが、自由経済を守り抜いていくゆえんである、こういう決意のもとに独占禁止法の改正を今国会に提出したものでございます。

お答えをいたします。(拍手)
○国務大臣(植木光教) 答えをいたします。

独占禁止法の改正案は、昨年十二月十日の第一回の定例閣議におきまして、三木総理から、私の手元において取りまとめるよう指示をせられました。このため、総理府に独占禁止法改正問題懇談会を設置いたしました。六回にわたって開催し、広く各界の意見を聴取いたしました。上、関係各省庁、自由民主党との調整を経て、最終的に、四月二十五日、改正法案が閣議決定されたものでございます。このように、改正法案作成の過程におきましては、多方面にわたつての意見の調整を行い、改正法案を作成したものでございまして、国民各層の理解の得られるものであると確信をいたしております。

次に、独占禁止政策以外の各般の施策についてでございますが、御指摘のように重要なことと考えます。

しかし、独占禁止法は自由経済の公正なルールをつくるものでございまして、各般の施策は、このルールを尊重しながら実施せられるべきものであると考えております。

政府といたしましては、現在の段階において、

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号

独占禁止法の改正によって即効的な期待をにかけているものではないと考へております。問題を生ずるようなものではないと考へております。さらに、独占的狀態に対する措置でございますが、これは、弊害を生じました場合、競争を回復するための最終的手段として新設するものでありまして、独占禁止政策の一環をなすものであり、この権限を行使させることは当然でございます。客観的な基準と運用面における配慮が必要であるという点は、御指摘のとおりでございます。改正法案作成に当たり、十分配慮を加えていくところでございます。

高度成長は、それ自身が競争の成果であると同時に、競争を促進するものであります。しかし、最近における経済を取り巻く環境の変化は著しく、わが国経済の一層の発展を圖つてまいりますためには、情勢の変化に適応し、国民の理解の得られるルールを確立いたしまして、公正かつ自由な競争を促進し、自由経済に新しい活力を与えることが必要となつてきたのであります。政府が今回、独占禁止法を改正しようとする基本的考へ方は、このようなものであり、適切なものであると考へております。

次に、公正取引委員会につきまして、独占禁止法第二十八条は、「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。」と規定をいたしてありますが、これは、公正取引委員会の職務の性質上、政治的影響を排除して、公正、中立に行われることが要請されるものでありますところから、内閣総理大臣が一般の行政機関に対して有するような指揮監督権に対する例外を定めたものでございます。

しかしながら、公正取引委員会は内閣総理大臣の所轄に属する行政機関とされておりまして、内閣は、委員長及び委員の任命行為等を通じて、国会に対して責任を負つておられるわけでございます。このような仕組みは、委員会制度をとる行政機関

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する板川正吾君の質疑

につきまして一般に認められておられるところでありまして、法律論から言つて、問題を生ずるようなものではないと考へております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君〕

○国務大臣(河本敏夫君) 私に対する御質問は、独禁法に過大の期待をかけることが、産業政策や経済外交を優先すべきではないか、こういう御質問でございます。

これは、いずれの政策を優先する、こういうことではなく、総合的かつ機動的に運用をいたしまして、初めてわが国経済の健全な発展が期せられるものと、かように信じております。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 板川正吾君。

〔板川正吾君登壇〕

○板川正吾君 私、日本社会党を代表して、ただいま提案されました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対し、三木総理大臣並びに高橋公正取引委員会委員長及び関係大臣に対し、質疑をいたします。

三木総理、あなたは昨年十二月、はからずも総理の指名を受けるや、田中内閣ではとうてい目の見まいと予想されていた独禁法の改正を取り上げ、公約第一号とされました。恐らくそれは、昨年の参議院選挙の結果、田中内閣の金権万能主義に対する深い反省から、決然と副総理と環境庁長官のいすを投げ捨て、三十六年にわたる議会の

子としての政治生命をかけて、金権万能政治の是正、大企業癒着の自民党体質を根本的に改革し、政治に対する国民の信頼を取り戻したいという決意から発想されたものであると存じます。

政府・自民党が本気で独禁法の改正を図るならば、今後一切の政治献金はしないと桐喝し、改正案阻止に血道を上げてきましたことは、周知の事実であります。したがって、内閣提出の独禁法の改正案の内容いかんは、三木内閣の政治姿勢とクラインデを示すものとして、注目されていたのであります。

政府案は、自民党との調整過程で、財界の意見は申し分なく取り入れながら、一般消費者の要望はほとんど無視しており、これでは、改正どころか、改悪ではないかと、独禁法専門の学者をして言わしめておるのであります。

御承知のように、わが国経済は、いまや高度成長時代が終わり、低成長時代を迎え、経済秩序も大きく転換を迫られています。独禁法を改正し、大企業の横暴を抑え、消費者国民の利益を守り、経済民主化を促進することは、わが国経済の当面する重要な課題であります。しかるに、政府案は、こうした課題にこたえないばかりか、逆に現行法を改悪する点が増えられており、三木内閣は、まさに羊頭を掲げて狗肉を売るといふと評されてもいたし方がありません。(拍手)

私的独占

七六一

そこで、私は、三木総理に質問いたします。第一は、三木内閣は、対話と協調を政治方針としておられますが、社会党はすでに独禁法改正案を提出し、その中で、公取法案にも政府案にもなく、しかも、消費者にとって重要な改正点を数多く提起しております。

すなわち、カルテルの原則禁止規定の復活、合併や企業結合の予防規定の強化、企業集団の相互持ち株制限の新設、消費者の無過失損害賠償の訴えを地裁に提起できる道を開いていること、公取に他の官庁に対し必要な勧告ができるようにしていること、公取の機構整備、人員の拡充を図っていること、以上のように、社会党案は政府案の欠陥を補う内容を持っておりますが、対話と協調を旨とする三木内閣は、国会審議の過程で法案修正に応ずる用意があるかどうか、総理の見解をお伺いいたします。

第二の質問は、本法案が成立しなかつたときの政治責任についてであります。伝えられるところによりますと、本改正案に対し、権名副総裁を初め自民党内には、なお根強い反対意見があり、国会審議の過程で、改めて政府は党三役と協議し、成立させるか否かを決定することになつておられると聞いております。もしこれが事実ならば、内閣として、法案提出上、無責任きわまる態度と申さねばなりません。

三木総理、もし本改正案が党内の反対派によって不成立となつた場合は、あなたはいかなる責任をとられるのか、あらかじめ、その決意のほどを明らかにしていただきたいと存じます。次は、高橋公正取引委員長に質問いたします。第一は、政府案では、カルテルを摘発した場合、すべての者に課徴金の納付を命じなければならぬものとして、公取に裁量の余地を与えておりません。全国的組織の事業者団体の中には、何千というメンバーを擁するものがあり、これが違反した場合は、過去の三年間の売上高利益率を

調査し、業績の悪い企業には減額査定し、違反行為の事実を記載した納付命令書を送達する、もし内容に不服ある者は、公取に審判手続を請求できることになっていきます。これでは、カルテル違反者を摘発すれば、膨大な事務量となり、公取の審査、審判の機能は麻痺するため、事実上、公取は摘発を断念するはかばかなく、結果的に改悪になると思うが、どうか。率直なる答弁をいただきたい。

第二は、独占的状態の排除措置として、営業の一部譲渡を命じようとするとき、審判手続の前後二回にわたって主務大臣と協議することを定めていますが、大臣協議の目的、その範囲、協議調わさるときの扱い方について、念のために何っておきますか。

現行法にも、不況カルテルを認可する場合等、主務大臣と協議することはありますが、それは公取が行政機関として機能する場合であって、裁判上第一審の機能を持つ公取が、準司法的手続に基づいて判断する場合に、協議する例はありません。しかし、主務官庁としての必要な意見は、現行法で、関係官庁は審判中いつでも出席して、公開の席上で意見を述べる機会が確保されてありますから、あえて主務大臣の協議は必要ないと思うが、どうか。

また、法的に大臣協議を設けることは、主務大臣の政治判断を公取は尊重しなければならなくなり、公取の職権行使の独立性が損なわれるおそれがあると思うが、見解はどうか。

第三は、政府案の中には数多くの政令委任事項があります。

御承知のように、独禁法は、実定規定や手続規定についてはすべて法律で定め、その他は公取規則で定めることになっていきます。これは行政委員会として独立性を保つために、必要不可欠な要件であります。政府案のように、政令委任事項の乱設は、閣議に出席しない公取が、閣議で決定される政令に拘束されることになり、公取の権限を弱

め、その独立性保持の点から問題が生ずると思うが、見解はどうか、答弁を求めます。

なお、高橋公取委員長は、本日、事故欠席をされたので、後日、適当な機会に答弁されるように要求いたします。

次は、植木総理府総務長官に質問をいたします。

第一は、政府案には、独占状態の排除措置として、会社分割の規定が欠落しています。

また、営業の一部譲渡命令が出された場合、政府案には、株主総会の特別決議を不要とする商法の適用除外規定がありません。これは現行法第七條の場合も同様であって、現行法の不備を示すものであります。独禁法は、社会法的理念を基本とする法体系に属し、市民法を基本とする商法に優先することは、近代法理論の認めるところでありますから、社会党案のように、念のため商法の適用除外規定を設けるべきではなかったのか、その点、いかなる見解を持つか、お伺いをいたします。

第二は、政府案には、寡占企業に対する唯一の規制というべき同調的値上げの場合の原価公表制が姿を消しておりますが、これは、独占企業に次いで市場支配力の強い寡占企業の管理価格を野放しにするということであって、現行法の重要な欠陥を放置することになるのであります。それはばかりでなく、政府案が、寡占より市場支配力の弱い企業者のカルテル値上げには課徴金の強制徴収という厳罰主義を臨むのに比較すると、弱い者には厳しく、強い者には甘いという矛盾を持ち、明らかに不平等であります。なぜ寡占企業に原価公表

制度を取り入れられないのか、お伺いをいたします。

また、政府案は、原価公表の代案として、寡占企業が三カ月以内に同調的値上げを行った場合、企業に対し値上げ理由の報告を求め得るとし、報告の理由が妥当か否か、公取の意見も加えず、年次報告をもつて示すこととしたしております。これは、現行法で一般的な強制調査に基づく調査や、調査の結果を随時公表できるものが、逆に制限されるおそれがあり、改正どころか、改悪になると思うが、どうか。

第三は、政府案や公取試案には、カルテルは悪なりという思想がありません。その点、社会党案のように、二十八年改正で削除された旧四條を復活し、カルテルの原則禁止主義をとるべきではないかと思うが、どうか。

また、政府案には、違法なカルテル値上げの原状回復命令が落ちていないのも問題であります。これは、従来どおり、カルテルはやめました、しかし価格は下げませんということ、結局、やり得を防止できません。政府案が原状回復命令を落とした理由は何か、何っておきますか。

政府は、原価公表や原状回復命令が改正案に盛り込めない理由として、公取には、本来価格に介入する権限はないという学説によるものと思われしますが、しからば、最近問題となっておる中部読売新聞のごとく、安売りするときは、不当廉売だとして、公取は差し止め命令をもって高値価格を決定し、それを強制しているのに、より悪質な違法カルテル値上げに対し、値下げ措置がとれないという論拠はどこにあるのか、明快に答弁を願いたいと存じます。(拍手)

第四は、政府案は、課徴金の取り方で、値上げカルテルと生産数量等のカルテルを同一の徴収基準で律しようとしているため、ことさらに算定方式をむずかしくしております。そして、売上高利益率のとり方やカルテルの不当性に関係のない原理を導入して、整合性を欠き、筋の通らない軽減措置をとっているのも問題であります。政府は、なぜ値上げカルテルと生産数量等のカルテルを区別

して課徴金の算定をしないのか。たとえば、値上げカルテルにはそのものずばりの差額を取り、生産数量等のカルテルには便法として売上高利益率方式を採用するという考えはないのか、伺います。

また、政府案の課徴金規定は、一見、法の運用を強化するように見せかけながら、実は公取に法外な事務量を押しつけ、カルテルの摘発を不可能とする、底意地の悪い意図を持った改正ではないかと思うが、どうか。

第五は、政府案は、公取の機構整備や人員充実に一言も触れていません。現在でも、独禁法の適正な運用を図るためには、現在の三倍程度の要員が必要だと言われています。一体、政府は、本法成立後、公取の陣容をどのように強化しようと考えているのか、具体的な構想があれば、それを示していただきたい。

最後に、河本通産大臣に質問いたします。あなたは、かつて政府案が発表されたとき、これは公取が産業政策に介入するもので、通産大臣として絶対に承服できないと主張されましたが、一体、通産省の産業政策とは何か、法的根拠とその限界、及び産業政策と独禁法との関係について、明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕
○内閣総理大臣(三木武夫君) 板川君にお答えをいたします。

自由経済は、国民の理解と支持を得なければ守り抜けるものではないと私は思っております。自由経済を守り抜こうとしておる私としては、この際、自由経済に公正な基本的ルールを整備することが、自由経済の基盤を強化することである、こう考えて、三木内閣成立以来、直ちに改正案の作成に着手した次第であります。

また、この政府案がまとまりますまでは、各方面の意見も徴しまして、これならば、国民の理解を得られるであろうという今回の改正案を提

出した次第でありまして、それは、独占法を強化していかうというものであって、板川君の言われる改悪ということには、私は当たらないと思うのであります。

また、社会党がいろいろな案を持っておるので、修正をする用意があるかという御意見でございます。

これは、現在の時点において妥当な案であると考えますので、修正は考えておりませんが、十分国会の御審議を尽くしていただきたいと思うのでございます。

また、この独占法が不成立の場合の政治責任という問題にお触れになりました。

きよう初めて独占法というものが審議が始まるわけでありまして、人間にたとえれば、赤ん坊が生まれたばかりである。私としては、この赤ん坊が健全に育つてくれること、すなわち、独占法が成立するというのを、ひたすら願っておりますのでございます。それ以外のことは、いまは考えてはおりません。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕
○国務大臣(河本敏夫君) 産業政策は、各行政機関がそれぞれの任務と権限に基づきまして、国民の要望に応じて、産業や事業者を望ましい方向に規制をしたり誘導したりするのが産業政策である、こういうふうな理解をいたしております。

それから、その法的根拠はどうかということでございますが、これは通商産業省設置法に基づいて行っておりますのでございます。

なお、産業政策を行う場合に、独占法と矛盾が生ずることのないように、十分配慮をいたしておりますのでございます。(拍手)

〔国務大臣植木光教君登壇〕
○国務大臣(植木光教君) お答えをいたします。

まず、会社分割についてでございます。現行商法に規定がございませぬので、会社分割の措置を講じますためには、商法に規定を設けますか、または、独占禁止法において特例を設ける

ことが必要でございますが、このためには、会社法の専門的見地から、十分な検討が必要でございます。

また、独占的状態の競争回復措置といたしましては、厳密な意味での会社分割の手続によらなくとも、現行商法に基づく既存会社または新設会社への営業の一部譲渡などの措置により、必要な企業への分割は達成できるのでありますから、現行法で可能な手続によることとしたものでございませぬ。

営業の一部の譲渡は、現行第七条によっても命ずることができることは、御承知のとおりでございます。営業の一部の譲渡を命ぜられた会社は、これを実行いたしますためには、たとえば、譲渡先の選定、折衝、譲渡契約の締結、債権債務関係の整理、従業員との関係の調整、さらに、重要な一部の譲渡の際には、株主総会の手続をとるなど、所要の措置は多いのでございます。株主総会の決議も、これらの必要な手続の一つでありまして、すべてではございません。現行第七条は、このような事情から、所要の民事法上の手続の特例に立ち入ることを避けたものと考えておりますが、独占的状態に対する措置の場合も、現行第七条の規定にならぬとして、株主総会の決議を不要とする特例を設けないこととしたのでございます。

次に、原価公表でございます。独占禁止法改正問題懇談会におきましても、原価は競争の最大の要素であり、この秘密を公開させることは、かえって競争を阻害する、同調的引き上げの場合に、原価を公表しても抑止力にはならない、国際的にもわが国のみが原価公表するのは問題が多い等、多くの問題が指摘をせられました。また、場合によりましては、コスト、プラ

スリ潤という形の値上げを正当化させることになり、かえって競争政策を損なうことにもなりかねないのでございます。したがって、改正法案では取り上げていないのでございます。

現行法第四十条の「調査のための強制権限」でございますが、これは公正取引委員会の「職務を行うために必要があるとき」に行使されるものでありまして、「職務を行うため」とは、独占禁止法の規定の具体的運用に関する職務をいうと解されるのであります。しかし、現行法のもとでは、単に同調的値上げの形をとっているという事実のみをもち、直ちに独占禁止法上問題とすることは困難でありまして、通常、第四十条によって値上げ理由の報告を求めることはできないと解しております。改正法案第四十条の二の報告徴収権の規定は、現行法第四十条の規定を縮小せしめるものではなく、むしろ、かかる規定の新設によりまして、同調的値上げの要件を満たしている場合、直ちに値上げ理由の報告を徴し、かつ、国会への年次報告を通じてそれを公表することができることとなるのでございますので、現行法を強化するものと考えております。

政府は、違法カルテルは悪であるという考え方でその対策を強化いたしております。しかし、独占禁止法の中心的な考え方は、「競争を実質的に制限する」ものを規制するというところでございませぬ。したがって、競争を制限しないような共同行為を、形式上違法としなければならぬとは考えておりませぬ。

次に、価格の原状回復命令でございます。これも改正問題懇談会におきまして、カルテル破産後の価格には、需給関係、コスト関係等の変化が織り込まれているので、時日が経過した以前に単純に戻せるものではない。据え置き期間中の弊害、たとえば売り惜しみ、買い占め、下請等へのしわ寄せ等が大きいです。生産者に価格の原状回復命令が出されましても、その効果は流通段階には及ばないので、価格介入を広げざるを得なくなるというところ等が指摘をされました。これらを勘案しました結果、価格の原状回復命令は採用しないことにならぬのでございます。

次に、独占禁止法が、不当廉売の場合のように

に、価格に関する規定を設けている場合があることは、御指摘のとおりでございます。しかし、これは自由競争の結果定まるであろう価格を尊重するという考え方に立ったものと理解していただいております。これに對しまして、価格の原状回復命令になると、カルテルを破棄した後に、自由に市場で決定されるべき価格を公権力によって決定しようとするもので、いわゆる価格統制の場合と同様の弊害がいろいろ出てくるという考えが多いということを、御理解をいただきたいのでございます。

したがって、政府といたしましては、今回の改正案で、カルテル排除措置の徹底という見地から、事業者がカルテル排除後にとることとなる具体的措置の内容の届け出と、その実施状況の報告をさせることができるようにしていただいております。

次に、課徴金でございます。課徴金は、違法カルテル行為のうち、「商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるもの」を対象としております。「数量等のカルテル」でございますが、その対価に影響があるものにつきましては、経済上の利益が発生している点では、値上げカルテルと区別することは適当でないと考えているのでございませぬ。

課徴金は行政上の措置でございますが、行政機関の自由裁量を認めることは、刑事罰との関係からいっても適当ではございません。また、実務上実行可能な方式で、しかも、値上げカルテルのみならず、生産制限カルテルをも対象とするためには、政府案のように、売上額に一定の率を乗ずることが適切と考えられるのでございます。

今回の政府案について、公正取引委員会のカルテル摘発を、事実上不可能とする意図があるので、政府としては、その摘発を容易にしようとする

るものでございます。

最後に、公正取引委員会の機構及び定員についてでございます。

従来、逐次整備されつつあります。特に、昭和五十年年度予算におきましては、審査部を中心とする機能拡充が図られることとなっております。今後とも、機構の整備及び増員について努力を払ってまいるのであります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 野間友一君。

〔野間友一君登壇〕

○野間友一君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま趣旨説明のありました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に関し、総理並びに関係閣僚に質問いたします。

第二次大戦直後の財閥解体、経済力集中排除が実施されて以来三十年近くに及んでおりますが、この間の高度成長を通じて、わが国では、世界的な巨大企業、世界に類例を見ない総合商社、巨大な資本力を持った三菱、三井、住友など、旧財閥系を初めとする独占企業集団、メジャーなど、幾つかの重要産業を掌握している多国籍企業などが出現し、独占資本は急速に復活、強化して、重要産業はもとより、経済のすみずみまで支配するようになっております。

これらの独占資本は、巨大な資本の支配力に物を言わせて、利潤追求に明け暮れ、カルテルや投機による価格のつり上げ、利益隠しなど、横暴な反社会的経済攪乱行為を繰り返して、国民をこの上なく苦しめ、また、国民経済に大きなゆがみをつくり出しておられます。そのような巨大企業、独占企業集団の横暴な反社会的行為は、経済危機が深まるにつれて、いよいよつる状態にあります。こういう中で、国民は、大企業の横暴を規制するため、独禁法の抜本的な改正を強く要求しておりますのであります。この改正要求は、狂乱物価、物

隠しなどで苦しめられた国民が、苦々しい体験を通じて発展させてきたものであり、当然の要求であります。(拍手)

わが党は、こういう状況の中で、いま必要なことは、現実の経済構造に対応した法改正、国民の要求にこたえる法改正を実現することであると一貫して主張し、すでに、この趣旨に即した改正案を提出しておりますが、ここに改めてこのことを強調するものであります。

以上の立場に立って政府に質問いたします。まず、指摘しなければならぬのは、本改正案にあらわれた政府の姿勢であり、それは一口に言って、必要最低限の改正点をすべて骨抜きにしただけでなく、各所に改悪のつけを植えつけてという反国民的なものだということであり、そのことは、第一に、物価問題で苦しむ国民が最大の関心を寄せているカルテル規制に端的にあらわれております。

大企業をやみカルテルは近年急増し、日本カルテル列島とさえ呼ばれる現状であります。重要なことは、このようにやみカルテルが横行しているにもかかわらず、それが摘発され、破棄勧告を受けても、大企業は価格を下げずに済んだということであり、このことは、やみカルテルによって大もうけをした大企業にとっては、何の痛痒も感じない、やり得を許す結果となっております。本来、独禁法は反カルテル法であり、その点から言えば、本改正案には、最低限の措置として、価格を原状に戻し、原価を公開せよとにも、不当な超過利益を吸い上げる課徴金制度を盛り込むべきであります。

ところが、二月十二日に経団連は、独禁法改正問題で見解を発表し、その中で、「原価公開及び価格引下げ命令はそもそも物価政策的な要望を背景として登場したものであり、独禁法の目的と機能から言って異質のものである」として、これを改正案に持ち込んではいならないと強調したのであります。

そして先日、自民党の松野政調会長らは、わが党代表との会談の席上、価格引き下げ命令や原価公開を除外する理由について、物価対策のために独禁法を改正するという立場はとらないと表明しましたが、これこそ、経団連見解を基調とした改正案を作成することに努めたことを、みずから告白したのと言わざるを得ません。

この点について、政府もまた、経団連や自民党政調会長らと同じ考えなのかどうか、総理並びに関係閣僚にお尋ねいたします。

もし政府も、独禁法改正が物価対策ではないとするなら、それは、カルテル価格や不当な対価を取り締まることをも重要な目的とする独禁法本来の性格を、大きく後退させるものではありませんか。しかも、総理自身、昨年末臨時国会における所信表明演説の中では、独禁法改正を物価大作戦の一つに位置づけられておりましたが、その公約にも矛盾するではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

あわせて、私は、大企業の反社会的行為を規制するため、国民が強く求めているカルテル価格の引き下げ命令、大企業の原価公開並びに不当な超過利益を吸収する課徴金などを、最低限の措置として必ず本改正案に盛り込むことを要求し、この点についても、総理並びに関係閣僚の見解を求めたいのであります。

第二に、巨大企業、独占企業集団、多国籍企業の横暴を規制せよという国民的要求にこたえることも、独禁法改正の重要な課題であります。公正取引委員会の調査によっても、三菱、三井、住友などの六大独占企業集団は、わが国の全法人企業に対して、資本金で四一%、総資産で三%にも及び、これら一握りの独占企業集団が、きわめて強大な支配力を持つに至ったことを示しております。

株式保有制限や役員兼任の禁止はもとより、中小企業分野への不当な進出の規制、系統的な経理の公開による反社会的行為の民主的規制等を盛り込み、国民の要求に全面的にこたえたものであります。

ところが、政府提出の本改正案では、わずかに取り上げられた営業の一部譲渡命令及び株式保有制限さえ、いずれも実効性のないものとなっております。

すなわち、営業の一部譲渡命令については、多段式の歯どめを設けて完全に骨抜きにし、株式保有制限については、株式保有の基準を緩め、十項目にも及ぶ例外措置を設けた結果、規制対象企業は十指にも満たないと見込まれるありさまではありませんか。その上、十年の経過措置を設けたことは、今後の企業規模拡大をわざわざ考えれば、政府には規制する意思の全くないことを示すものと言わざるを得ません。

総理は、三月一日の予算委員会において、株式保有による集団形成の弊害を除去する方向で独禁法を改正すると答弁されたながら、本改正案の内容は、この答弁と正反対のものであり、これは重大な背信行為であります。このような骨抜きの態度を改め、さきに述べたわが党改正案を実現することこそ、国民の要求にこたえる道であります。政府にその意思があるかどうか、総理並びに関係閣僚の明確な答弁を求めたいのであります。(拍手)

第三に、本改正案が、最低限の改正点を骨抜きにして、切実な国民の願いを踏みにじったばかりでなく、幾つかの改悪点を盛り込んでいることは、さらに重大であります。その一は、やみカルテル規制を弱め、公取委の権限を制限する意図を盛り込んでおられることであり、すなわち、価格の同調的引き上げに関し、現行法でも十分行える報告の徴収をわざわざ明記することによって、逆に、現在公取委が持っている原価調査を含む調査のための強制権限並びに必要な事項の公表権限を封じ込めようとしてお

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する野間友一君の質疑

七二〇

ります。また、やみカルテル規制について、違反行為の影響を排除するための具体的措置の届け出や実施状況の報告によって、現行法で定められたカルテル排除措置を制限するおそれのある条項を盛り込んでいられることも重大であります。

その二は、課徴金徴収についてであります。やみカルテルのやり得をなくすためには、違法な価格つり上げによって不当にもうけた超過利益を吐き出させなければならぬにもかかわらず、カルテルによる超過利益と関係のない過去三年間の経常利益率を基準に取り入れることにより課徴金の額を極端に軽減するとともに、実行可能な膨大な計算業務をふやし、公取委の機能を麻痺させようとするしております。これは、独占規制どころか、公正取引委員会規制と言っても過言ではありません。

その三は、営業の一部譲渡に関して、公取委の独立性を侵害する問題であります。本改正案は、その多段式の歯どめなどによって独占的状態の是正はほとんど期待できないばかりか、重大なことは、審判手続開始前と審決前の二度にわたって、多くの項目について公取委員に主務大臣との協議を義務づけ、事実上、主務大臣の同意を必要とするようにしていることでもあります。

これは裁判にたとえれば、裁判官に、判決前に他人と相談することを義務づけることに等しく、明らかに公取委の職権行使の独立性を侵害するものであり、独禁政策遂行上の、いわば生命線に攻撃をかける全く不当なものであります。過去二回の骨抜き改正のときにさえず手を触れ得なかつた公取委の独立性を侵害する事項等の改悪を持ち込んだことは、三木内閣の反国民的、反動的な性格を浮き彫りにするものであります。

これらの諸点については、経済法、独禁法を専攻する二十一氏の学者グループの意見書でも、強く後退として指摘しているところでもあります。

かも、これらの改悪諸点については、公取委が訴追機能と審判機能をあわせ持つことに疑問を呈するなど、一貫して公取委の職権行使の独立性を侵そうとしてきた経団連見解の本旨を、政府・自民党がそっくり具体化したものと言わうべく、国民を愚弄するものと断ぜざるを得ません。(拍手)

以上、改悪の諸点については、削除を強く要求し、総理並びに関係閣僚の明確な答弁を求めるものであります。最後に、公正取引委員会の民主的強化について質問します。

大企業による不当なカルテルや反社会的行為の横行によって、国民生活が重大な脅威を受け、国民経済への支配力がますます重大となつていの中で、国民生活を守り、経済の健全な発展を図る立場から、独禁政策遂行上重要な位置にある公取委を民主的に強化し、国民に開かれた独禁法と公取委にすることは不可欠なことであり、当然、今回の独禁法改正で実現されるべきものであります。

すに、わが党は、公取委を民主的に強化するために、日本学術会議、消費者、労働者、農民の諸団体が推薦する者を委員に加え、また、国民の根拠のある訴えが不問に付されないよう特別審査制度を創設するなど、国民に開かれた公取委に改めることを提案しています。

政府は、公取委の権限縮小や独立性侵害事項を削除して、わが党が提唱しているような公取委の民主的強化を遂行すべきであり、これこそ、国民の要求にこたえるただ一つの道であります。政府にその決意があるかどうか、総理並びに関係閣僚の答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

ではいかという御質問でございます。この独禁法は、直接に物価対策であるとは言えないと思ひます。しかし、公正な自由競争が促進されることによつて物価の安定に資することは明らかであり、そのことが、究極において消費者、すなわち国民大衆の利益を物価面から守ることになる、こう私は考えます。したがって、そういう趣旨のことを申し上げたわけでございませぬ。

また、この独禁法の改正に、物価引き下げ命令、原価公開の条項がないのは、非常に間違つていふという御質問でございます。

また、課徴金は行政措置でありますから、簡明な基準で算定することにいたしましたわけでございませぬ。

また、共産党の改正案に対して、これを取り入れる考えはないかというお話でございます。この独禁法の改正は、総理府の中に懇談会を設けて、各方面の意見を徴して、現在の時点では妥当な案であると考えて、政府案を提出いたしましたわけでございませぬから、共産党の修正案に同調する考えは持っておりませぬ。

また、独禁法の改正が、原価の調査権、あるいはまた必要事項の公表権限の排除、課徴金徴収に伴う公取委員会の機能の麻痺、営業の一部譲渡を主務大臣と協議することはよくないというお話でございます。

また、この独禁法の改正は、大変に重大な措置であります。したがって、それは簡単に公取の自由裁量によつてこういうような重大なことがなされることは、企業に対しても非常な不安

を与えるわけでありませぬから、慎重を期さなければならぬことは言うまでもない。また、この措置が産業構造にも深いかわり合いを持つものであるから、主務大臣と協議をするということは当然のことでありませぬ。

しかし、これからの産業というものは、やはり基本的なルールというものを守っていくということがなければ成り立つていかないと私は思ふわけでございませぬから、産業政策と独禁政策というのは、ともに、対立矛盾するものでなくして、両立して、共存していくことが、これからの産業のあり方である、こう考えておる次第でございます。

また、公取委員会を民主的に強化せよということでございます。

公取委員会は中立的立場から判断する必要があるから、現行の制度というものを改める必要があると思つておりませぬ。また、国民からいろいろの申し出があれば、そういう違反事項については、どういう措置をしたかということ報告することになっております。そういう配慮も加える規定を設けた次第でございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫君) 独禁政策と物価との関係についてのお尋ねでございます。〕

申すまでもありませんが、独禁政策の本旨は、企業の公正かつ自由な競争を促進し、ひいては一般消費者の利益を確保する、こういうことであります。

したがって、今回の独禁法の改正は、直接の物価対策と云うことはできませんが、しかし、長期的には物価の安定に資するところが大きなものがある、かように考えております。三木総理が所信表明において申し上げたのは、さような趣旨でございます。(拍手)

〔国務大臣(河本敏夫君) 〕

私に対して一連の御質

間がございましたが、まず、この独禁法改正に当たつての基本的な考え方でございます。

これは先ほど総理も御答弁になりましたように、自由主義経済の新しいルールをつくる、ただし、その場合に、産業界の活力を阻害してはいけない、こういう考え方のもとに今回の改正案がつけられておるわけでございます。

そこで、いまお述べになりました御意見に対して申し上げますが、一つは、独占、寡占の弊害を未然に防止し、自由主義経済の健全な発展を図るためには、現段階におきましては、今回の政府案で十分対処できる、こういうふうな考えております。

それから次に、買い占め、売り惜しみ、便乗値上げ等の反社会的な経済攪乱行為につきましては、買占め売惜しみ防止法、それから国民生活安定緊急措置法等の運用によりまして、これまでも対処してまいりましたが、今後とも、異常事態が生じましたときには、これらの法律を適正に運用いたしまして対処していく所存でございます。

(拍手)

〔國務大臣植木光教君登壇〕

○國務大臣(植木光教君) お答えをいたします。

総理がほとんどみんなお答えになりましたが、価格引き下げ命令につきまして、あるいは原価公表につきましては、先ほど来申し上げておりますように、それぞれ採用することができない種々の問題があるわけでございまして、代案を考えたわけでございます。

課徴金制度につきましては、今回の改正案で採用、強化いたしておりますことは、御承知のとおりでございます。

さらに、共産党の改正案でございまして、政府案の中にも企業分割、会社の株式保有制限等を採用いたしておりますところをございまして、御指摘のような修正をする考え方はございませぬ。

それから次に、原価調査権等について御質問がございましたが、これも、御指摘のような修正を

する必要はないと考えております。

現行法第四十条につきましては、先ほどもお答えをいたしました。これは公正取引委員会の職務を行うために必要があるときに行使されるものでございます。現行法を強化するものとして、私どもは、同調的値上げをいたしましたときには、その理由の報告を求めるといふことにいたしましたのでございます。

さらに、公正取引委員会の機能が麻痺するのではないかとのお話でございますけれども、これはそのような考え方は全くございませぬで、御批判は妥当ではございません。

次に、大臣との協議につきましては、先ほど総理からお答えがあったとおりでございます。これは二回行うということにいたしましたのは、審判手続の開始前と審決前とでは、その協議すべき事項も異なること、また、審判に要する時間の経過もございまして、要件についての判断も変化してくるという考え方をとつたものでございませぬ。

それから、公正取引委員会の問題でございますが、御指摘のように、公正取引委員会に特別審査制度を新設するとか、公正取引委員会の専属告発権を修正するという考え方は、政府は持っておりませぬ。

以上でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 近江已記夫君。

〔近江已記夫君登壇〕

○近江已記夫君 私、公明党を代表して、ただいま議題となりました独占禁止法改正案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

わが党は、かねてより、独占禁止法改正問題を民主的経済体制の基本問題と認識し、重視してまいりました。そして本問題を、三木内閣の姿勢が、国民の側にあるか大企業の側にあるかの踏み絵であるとして、国民の要望に即した同法の改正を速やかに実現することを強く求めてきたのであ

ります。

しかしながら、今回提案された政府改正案は、遺憾ながら、国民の声を背向け、財界の力に屈した傷だらけの独占禁止法改正案と断ぜざるを得ないのであります。

昨年九月、公正取引委員会が同法改正試案骨子を発表、ことし三月、政府案を公表、四月、政府要綱を決定、そして、今回ようやく法案として国民の前に姿を明らかにするに至つたのであります。この数カ月間の推移は後退に後退を重ね、財界と癒着した自民党政府の体質を、国民の前に明らかにする以外の何物でもなかつたと言わざるを得ないのであります。(拍手)

国民は長きにわたり、独占禁止法強化のための改正を求めてまいりました。しかし、今回の政府案は、公正取引委員会の職権行使の独立性を侵し、むしろ現行法上確立した諸原則を後退させる一側面を持つものであるところに、基本的問題があると言わねばならないのであります。

独占禁止法は、政治的中立性を保障された公正取引委員会の職権行使の独立性によって初めて公正に運用されるものであることは、何びとも否定できないところであります。しかるに、政府改正案は、独占的狀態に対する措置について、実体的でも手続面でも、公正取引委員会の職権行使に数多くの歯どめをかけ、特に、審判手続の前後二回にわたる主務大臣との協議を義務づけているのであります。これは、準司法的機関である公正取引委員会の判断に主務大臣が介入する道を切り開いたもので、公正取引委員会の職権行使の独立性を侵害するものと言わねばなりません。

それはばかりでなく、本政府案の随所に、公正取引委員会の法律に基づく裁量権を縮小せしめるための改悪が認められるのであります。独占的狀態の内容、課徴金の額の算出方法、数多くの政令制定事項などは、その端的な一例にすぎません。独占禁止法強化のための改正と称しながら、課徴金制度によって、公正取引委員会が事実上機能

を停止せざるを得ない局面に追いやられるおそれのあること、カルテル排除に対する徹底措置、同調的価格引き上げの値上げ理由の公表などは、あたかも強化したかのごとく装いながら、事実上は、現行法の後退を企図するものと言わざるを得ません。

そこで、総理に質問いたします。総理は、社会的公正の実現を政治理念として登場され、独占禁止法の強化のための改正を国民に公約されたのであります。改悪と言われる側面のある事実をいかに受けとめておられるか、また、公正取引委員会の職権行使の独立性を守る決意があるや否や、この点についての基本的態度を、まず明らかにされることを求めるものであります。

以下、具体的にお伺いいたしますが、第一は、現行独占禁止法についてであります。

独占、寡占対策については、第一は、現行独占禁止法は、独占、寡占から生み落とされる管理価格に対して、全く無力であります。社会的公正の実現の観点からも、独占、寡占に対する有効な措置を講じなければならぬことは、総理自身も認められるところであると思ひます。しかし、独占狀態に対する措置は、抜かずの宝刀といわれた政府案段階から、抜かずの竹光と言わざるを得ないほど骨抜きにされた法案に成り下がつたと言わざるを得ません。元来、独占的狀態に対する措置は、公共の福祉に反するがゆえに命じられるものであるにもかかわらず、営業の重要部分の譲渡命令につき、株主總會の特別決議なしには実行できないこととしていたため、その命令の効力はきわめて実効性に乏しいものとなつてしまひました。また、独占的狀態があつても、規模の経済性、経理の健全性、国際競争力の維持を損なうと認められる場合には措置を命じないこととしていますが、かかる不明確な概念を導入し、その上、前述のごとく、主務大臣との協議事項としてしまつたのであります。政府案は、なぜにか

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する近江巳記夫君の質疑

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する近江巳記夫君の質疑

これらの理由を明確にされたのであります。他方、独占、寡占体制下においては、市場機構が機能せず、巨大企業が現行独占禁止法に違反することなく、恣意に価格を決定し、超過利潤を得ることは、国民の広く認識するところであり、国民は、かかる管理価格に対し、原価の公表を強く求めてきました。

しかるに、原価の公表制度はついにその姿をとどめることなく、単に同調的価格引き上げの場合の値上げ理由につき、国会への年次報告を義務づけているだけであり、しかも、三月に公表された政府案では、公正取引委員会が意見を付し得ることとなっていたのに、自民党との調整の中で削除され、公正取引委員会はその意見すらも付し得ないこととなってしまったのであります。

結局、現行法ですらなし得る管理価格等の調査権限に決定的な枠をはめ、独占的価格の原価を神聖不可侵のものとして、秘密のベールに包むこととしていたのであります。原価公表を削除した理由、及び同調的値上げに公正取引委員会の意見を付し得なくしてしまつた理由を明らかにされたいのであります。

株式保有による企業集団の形成が、わが国経済の支配構造に大きな変化をもたらしている事実、商社、銀行の株式保有を通ずる事例によつても明らかになつたところであり、しかも、巨大企業は、株式の相互持ち合いを通じ、その結束力を強化しているのであります。しかるに、政府案は、現行独占禁止法が株式の相互持ち合いを規制しにくい事実を認識しながら、その規制の強化をしていないのであります。

他方、株式の総量規制も、経過措置の期間十年であり、企業の成長、規模の拡大を考慮すると、事実上、この規制の有効性について強い疑問を持たざるを得ません。株式保有の制限の有効性につき、総理の所信を伺いたいのであります。第二に、カルテル規制についてお伺いいたします。

カルテルは、現代経済社会の市場機構を破壊し、力弱き一般消費者の犠牲において超過利潤をむさぼるといふ、社会的に最も悪質な犯罪であると言ふべきであります。したがつて、カルテルに対する規制の強化は、国民の怒りの中で求められ、具体的に不当な利得の徴収ないし制裁としての課徴金制度と、原状回復命令の制度の確立が求められてきたのであります。

しかるに、原状回復命令の制度はその痕跡すら残さず、カルテルに対する排除措置の徹底としてその名をとどめているものの、その実態は、現行独占禁止法によるカルテルに対する排除措置に厳しい枠をはめ、むしろ改悪するに至つたのであります。この点については、今日まで独占禁止法の改正を主張してきた法律学者の多数が一致して、四月二十五日に政府案を激しく批判しているところであり、

原状回復命令の制度が消え去るに至つた理由及び現行法を後退させるような改正に至つた理由について、明らかにされたいのであります。また、課徴金制度は、一応実現されたものの、政府案の算出基準は、悪質なカルテルに対しては甘いみづを吸わしめる効果しか果たし得ない結果を招くものと言わざるを得ません。しかも、巨大な超過利益をむさぼるカルテルも、わずかの超過利益しか得られないカルテルも同列の利益率で扱い、不公正を助長することとなつてい

ことは、許しがたいものと言わねばなりません。かかる不公正な算出基準を定め、社会的公正を旨とする課徴金制度を不公正ならしめた根拠を明らかにすることを求めるのであります。第三に、独占禁止法改正と一般消費者の利益確保の問題について、政府の見解をたゞしたいのであります。

独占禁止法を支えるものは、政府でもなく、まして公正取引委員会だけでもありません。一般消費者こそが、独占禁止法を支える柱であります。したがつて、一般消費者が独占禁止法を支える具

体的制度を確立しなければならぬにもかかわらず、今回の政府案がこの点の認識を欠き、消費者の強い要求に耳を傾けなかつた理由は、全く不可解であります。

わが党は、集団訴訟制度、すなわちクラスアクション制度の確立、消費者代表を含む公正取引調査会の設置等を求めてまいりました。カルテルに対する価格引き下げ命令の要求をしたのも、かかる観点からでありました。私は、独占禁止法第一條の目的に照らし、一般消費者をして、独占禁止法を支える制度を確立することなしに、独占禁止法は国民に根をおろすものとはなり得ないと思つたのであります。

以上、三項目に分けて、特に重要と思われる点について質問いたしました。わが党は、かかる見地から、国会において政府案の大幅修正を求めるのであります。最後に、総理がかつて主張する野党との話し合いによる議会運営の約束どおり、本改正案の修正について、野党と話し合いの用意はあるか否かを伺ひし、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(三木武夫君) 近江君にお答えをいたします。〕

今回の政府案が独禁法改悪の側面がある、そういう御意見でございます。また、公取委員会の職権の行使の独立性を、将来にわたつて守るかという点が第一でございます。政府は、独禁法の強化を図る目的で、広く各方面の意見を徴して改正案をまとめたものでありまして、現状では妥当な案であると考えておるのであります。これを改悪と言ふ批判は当たらないと信じております。

また、公取委員会の職権行使の独立性は非常に重要であり、尊重すべきものと考えており、侵す考えは持っておりません。また、独占状態の認定、排除に当たつて、二重三重の歯どめをかけているのは何か、原価公表の

削除をした理由は何かという御質問でございます。独禁法の改正は、公正な自由競争のルールをつくるという考えのもとに行つているのであります。ルールのありませぬから、基準が明確であることが必要であります。そうでなければなかなかルールにならない。要件を厳密に定めたものであつて、それを歯どめと言ふのは、私は当たらないと考えるのでございます。特に、独占的狀態に対する措置は、競争を回復するための最後の手段であつて、十分な慎重な手続をとることが必要であることは、言うまでもないと思つております。

また、原価の公開については、独禁法改正問題の懇談会でも、多くの人々からこの問題に対する難点を指摘されて、そういう非常な疑問のある問題点がありますので採用しなかつたのでございます。しかし、競争政策の立場から、同調的値上げがあつた場合には、公取が価格引き上げの理由について報告を求めることになつております。それから、課徴金の算定に当たつては、不当利益をすべて剝奪するようにすべきではないかというお話でございます。

課徴金は、違法なカルテルによつて得られた経済上の利得を納付させるための行政上の処置であります。違法なカルテルによつて得られた経済上の利得は、本来まぢまちでございまして、この措置が行政上の措置であるという点から、簡明な方法で算定するものでしたのでございまして。なお、経営状態が事業によつていろいろ異なつておりますから、異なる事業者に一律に課徴金の納付を命ずるといふことは、実情に沿わない点がありますので、経営状態によつて率に差をつけることをいたしたわけでございます。

それから、カルテルの原状回復命令を見送つたのはなぜかということでございます。原状回復命令については、やはりこれもまた独禁の改正問題懇談会において、需給関係というも

たしたわけでございます。それから、カルテルの原状回復命令を見送つたのはなぜかということでございます。原状回復命令については、やはりこれもまた独禁の改正問題懇談会において、需給関係というも

のはときどき変わってくる、また、コストなどともときどき変わってくるのでありますから、時日が、日がたつた後に簡単にもとに戻せるものではないなどという問題が指摘されて、今回は採用しなかつたものでございます。しかし、違法行為の影響を排除するための具体的措置の届け出や、その実施状態を報告させることができることにいたしました。

また、株式保有制限に對して経過措置を十年間にしたは、どういふ理由かというお話でございました。

株式の保有制限を急激にいたしますことは、証券市場や中小企業に非常な悪影響を与えることが懸念されますので、やはり経過措置を設けることは当然のことと思っております。しかし、この間は保有はふやさないし、次第に通常の基準額に近づくことにもなると思われましますので、本条項は有効に機能するものと考えております。

また、独占禁止法の改正が、一般消費者の利益確保に對してどういふふうにかつておるかということでございます。

独占法といふものは、その一条の中にも書いてありますとおり、競争政策を推進することを、これはやはり目標とするものでありまして、直接に消費者の利益というところではありませんが、先ほどもお答えいたしましたごとく、やはり公正な競争を行うことによつて価格の安定に資して、究極においては、一般消費者の利益を確保することができると考えておりますので、そういう意味において、消費者の利益の確保にもつながらると思つておるわけでございます。

また、独占法の大幅修正について、野党と話し合ひ用意があるかというお話でございました。

これは、いままでも各方面の意見を聞いて取りまとめたものでございまして、私どもとしては、これは現在の時点においては妥当なものと考えておりますので、どうか、国会において十分な御審議をお願いしたいと思います。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣植木光教君登壇〕

○國務大臣(植木光教君) お答えを申し上げま

す。これら総理がほとんどお答えになりましたが、今回の改正法案は、独占禁止法の強化を図つたものでございまして、改悪と言われる御批判は当たりにません。ただ、今後、国会における審議を通じまして、十分御理解をいただくよう努めてまいりたいと思つております。

それから、独占的狀態に對する措置でございすが、これは、国民經濟に悪影響のない限りで競争回復のために最後にとられる措置でございまして、十分慎重な手続をとることとしているものでございまして。菌どめと呼ぶべき性格のものでございませぬ。

原価公表につきましては、原価は競争の最大の要素であり、この秘密を公開させることは、かえつて競争を阻害する、同調的引き上げの場合に原価を公表しても抑止力にならない、わが國のみで原価公表を行うことは國際的に不利になる等、種々の問題を指摘されたので、取り上げないこととしたのでございまして。

なお、公取が見解を示すという問題でございすが、この場合は、独占法の見地から法的な判断を示すことになりまして、同調的価格引き上げは、御承知のとおり違反行為でございませぬので、公取がこれについて見解を示すことは、適当でないと考えたものでございまして。

株式保有制限につきましては、総理がお答えになりましたとおりでございます。価格の原状回復命令につきましても、総理からお答えになりました。私どもは、かわりに考えました案が改悪であるとは考えておりませぬ。課徴金につきましても、総理がお答えになりましたとおりでございます。

また、一般消費者の利益の問題でございすが、この消費者の立場につきましても、改正法案

では、違反事実報告者に對する処理結果の通知義務を盛り込むことを考へていたのでございまして、これは、一般國民の利益に資するものであると信じているものでございまして。

しまして、政府の昨年の經濟白書も指摘してありますように、第一は集中度の高まり、第二は業界内の秩序の形成、第三は新規参入の困難性の増大、第四は流通販売における優劣の強まり、これらが日本の經濟の特色であります。

○副議長(秋田大助君) 竹本孫一君。

〔竹本孫一君登壇〕

○竹本孫一君 私、民社党を代表して、ただいま提案されております私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案に對し、若干の基本的質問を行い、三木総理並びに關係大臣の所見を伺いたいと思ひます。

第一点は、独占禁止法改正の前提である現在の資本主義經濟體制を、政府はいかに認識しておるかという問題であります。

かつて、偉大な經濟學者のシェンペーターは、資本主義を論じまして「靜態的な封建經濟はなお封建經濟であり、靜態的な社會主義もまた社會主義經濟であり得るだらう。けれども、靜態的な資本主義經濟は形容矛盾にはかならない」と言ひまして、資本主義のダイナミズムを強調して、活力を失つた資本主義はもはや資本主義ではない、かように喝破しておるのであります。

しかるに、わが國の經濟の最近の實情を見ておりますと、高度成長の中で、強き者はいよいよ強くなつてまいりまして、いまでは三井、三菱などの六つの企業集團は、その傘下に百六十六社を結合して、この傘下が百六十六社が日本經濟全体を占める地位は、總資産で二四・二%、資本金で二五%、売上高で二三・六%を占めて、一握りの者が日本經濟を左右してゐるのであります。

同時に大事なことは、最近の顯著な傾向でありまして、これらの企業集團間の激しい競争というものがだんだんになくなりまして、いまや、お互いの癒着と巧みな協調に変わりつつあることでありませぬ。

日本經濟は、百三十万の法人、四百万の中小企業の活気に満ちた自由な競争というものは姿を消

そこで、私は、三木総理にお伺ひいたしたいのでありますけれども、今回のいわゆる骨抜き政府改正案で、わが國産業社會の硬直化をもたらしした私的独占を打ち破り、公正で自由な競争を中心として、國民の理解と協力を得ることができるとお考へになりますか。また、大企業や独占だけの活力ではなく、われわれに必要なものは、日本經濟全體としての活力の回復が重要な課題であると思ひますが、政府のお考へを伺ひたいのであります。

第二に、これからの經濟體制取り組みの問題であります。日本は、これから、アメリカ型で自由競争中心、またはプライイスマカニズム万能、こ

ういつた考へ方を賣いていき、その立場から独占法の厳しい運用に最大の力点を置いていく、こういう方向をとるのか、あるいは、共產主義的な全面的な國營論は一応別といたしまして、ドイツやイギリスなど欧州型で、一方では、独占法を強化しながら自由競争の長所を生かしていき、同時に、他方では、独占、寡占の弊害に對しては、それに対抗する公企業を育成する、あるいは一部産業の國有化をやる、あるいは価格の値下げ命令を發動する、あるいは労働者の經營参加を法制化する、かような多様な社會化の方策を講じて、一方

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する竹本孫一君の質疑

七二四

していくという方向に向かおうとしておられるのか、いずれの路線を進むつもりであるか、政府の基本的な考えをお示し願いたいのであります。

われわれ国民は、三木さんの進歩的なポーズに多くのものを期待して、そのお手並みを見ました。いと待望しておりましたけれども、独禁法の経過を見ておきますと、お手並みを見する前に、足並みの乱れの方を拝見したということは、まことに残念であります。

もちろん、構造規制には慎重でなければなりませんし、また、国際競争力の確保ということも、重要な政治課題であります。しかしながら、今回の改正の経過を見ると、公取試案をことごとくと行ってよいほど骨抜きにしまして、営業譲渡命令に至りましては、その発動までに各種の制約あるいは適用除外の条件を設けて、十一の関門を設けておるのであります。まさに、がんじがらめの制約で、実際には命令の発動はできないようにしてしまつたのであります。

また、経済力の過度の集中排除、株式保有の制限対策につきましても、十年間の経過期間を設けるなど、現状を承認するだけではなくて、将来にわたります。有効な対策を講ずる道をも封じてしまつておるのであります。一体、これで福祉日本の経済憲法と言えらるるかというのを疑うのであります。

そこには、アメリカ型の自由主義経済を維持発展させようという考え方も見ることができませんし、いわんや、ドイツ、イギリス、スウェーデンのように、大企業の社会化を積極的に推進するといふ意欲も、全く見ることができません。ただ、あるのは、現在の官僚と財界が癒着した大企業の利益擁護を図る、消費者不在の姿勢だけであると言つても過言ではないと思つておられます。

一体、独禁法は公法であるのか、私法であるのか、あるいは、特別法として他の法律に優先するものであるのか、優先しないものであるのか、政府の法的見解も伺つておきたいと思つておられます。

(拍手)

特に通産大臣、あなたは、公取の独禁法改正試案は産業政策への介入であると言つて反対をしておられますが、それでは、あなた自身は、現在の大企業中心の硬直化、独占体制に対して、いかなる改革案をお持ちであり、いかなるビジョンをお持ちであるか、伺いたいのであります。

大企業中心の産業第一主義が批判されたからこそ、経済民主化の有力なる手段として公正取引委員会ができた、この歴史的経緯をお忘れになりませんが、通産行政の財界寄りの矛盾を批判する、より高い国民的立場に立つて、公取の司法的機能がが行われるのだということもお忘れになりましたか。それを一々、協議協議と言つて、実質的には通産大臣の同意がなければ何もできないことにしてしまつた。あなたの方の御議論は、要するに、独占または独占の弊害を禁止するために独占禁止法の改正を論ずるのではなく、財界の邪魔者である公取をなくするため、いわば公取禁止法をつくらうとしておられるような感じを持つのであります。

通産大臣は、公取の機能は、一般の産業行政よりもより高い立場に立つものと考えられるか、平等の立場に立つものと考えられるか、あるいは、より低い立場に立つものと考えておられるか、その考えを明確にお伺いしたいと思つておられます。

第三に、私は、大企業体制下における価格問題について質問したいと思います。

自由競争の長所は、生産性の向上の成果を製品価格の値下げによつて消費者に還元するといふ、いわゆる価格競争が自由に行われるという点にあります。ところが、いまやわが国の実態は、価格値上げカルテルが横行して、毎年七十件前後のカルテルが摘発せられておられ、地方ではやみカルテルが相次いで行われておられる。カルテル列島の名をほしいままにしておるのであります。また、大企業間の同調的な値上げが頻繁に行われまして、

ビールについても、化粧品、フィルムにつきましても、価格競争は行われてはいない。行われていないのは、製品差別化競争だけでありまして、これに対して、今回の独禁法改正案は、課徴金を新設する、あるいは、社長や専務などの法人の代表者に責任罰を導入するといったような刑事罰の強化を図るなど、若干の前進は認められますけれども、しかし、先ほど来御議論になっておられますように、カルテルは悪であり、違法にカルテルを行つても、企業のやり得には絶対にならないという当初の厳しい制裁規定は大幅に緩和をされて、価格の原状回復命令も消されてしまつたのであります。ましてや、寡占企業の同調的値上げ対策に至りましては、単なる報告義務だけが課せられておられるだけでありまして、何の歯とめもありません。これこそ、政府・自民党の消費者無視の姿勢を端的に示したものであります。

特に問題は、今後成長長下になつてまいりませぬ。資源の需給も厳しくなつてまいりませぬ。したがつて、ますます寡占価格がふえてまいらざるやうと思つておられますが、この寡占価格をいかに国民の立場からコントロールするかとすることが、一番重大な問題であります。

すでに、この観点から、ドイツにおきましては、一九七三年に競争制限禁止法の改正強化を行つた、特に市場支配的地位乱用の規制を強化いたしました。昨年においては、ブラウン社の電気かみそりの八割の値上げとか、あるいはガソリン価格の一リットル当たり一ペニツヒの値上げ、これらは全部勧告によつて撤回をさせた。さらに、メルク社のビタミンB12の価格のごときは、六〇%から七〇%の思い切つた引き下げ命令を出しておるのであります。イギリスにおいても、同様な措置がすでに講じられておられます。

われわれ民社党は、寡占価格規制法を制定し、値下げ勧告、命令も最終的には出せるようにすべきことを主張しておるのであります。したがつて、政府・自民党が公取委員会の価格介入

は越権行為であるという主張は、世界の大勢に反し、国民大衆の生活要求を圧殺するものであると言わなければならぬと思つておられます。

三木総理のこの価格問題に関する御見解と御決意をお伺いしたいのであります。

また、政府は、世界先進国のこの独禁法を強化するという歴史の流れというものも、一体、どれだけ調査されておられるか、その点も伺いたたいのであります。

さらに、福田副総理に伺いますが、独禁法の改正は、物価が落ちつき始めたからもう要らないといふような議論もあるようでございますけれども、独禁法の改正は、公正なる競争秩序をつくること、第一義的目的でありませぬから、物価が若干落ちついたらとしまして、経済の公正なる秩序をつくるための改正そのものは依然として必要であると思つておられますが、大臣のお考えはいかがでありますか。

さらに、ついででございますが、相次ぐ公共料金引き上げにもかかわらず、来年三月には消費者物価は上昇を一けたに抑えるという自信は、依然として副総理はお持ちであるかどうかも伺つておきたいと思つておられます。

最後に、政府に要望を兼ねてお伺いしたいのであります。高橋公取委員長がいみじくも述べておられますが、独禁法の歴史は骨抜きを繰り返してまいりませぬ。今回の改正の経過もこのことを実証しているように思つておられます。かくて、国民の三木さんに対する期待と信頼は、政府みずからこれを踏みにじり、三木内閣の政治的威信は、大きく地に落ちるのではないかと懸念をいたします。

三木総理、あなたは、真に国民の利益と経済の民主化を進める立場から、あるべき独禁法の姿に近づけるために、この国会では十分この法案の審議を尽くしまして、よりよき修正はこれを受け入れるべきであらうと思つておられますが、その用意がおありになりますか。

また、これから国会の審議の過程におきまして

は、独禁法だけではなく、六つの内外重大な案件を持っておるわけでございますけれども、独禁法こそは、その六大案件の中では最優先すべきものであると考えますが、いかなるお考えでございますか、政策の優先順位についてお伺いいたしますか、

「内閣総理大臣(三木武夫君) 竹本君にお答えいたします。公正かつ自由な競争がいま行われているかどうか、また、政府の改正案程度で公正な自由競争というものが確立できるかという御質問であつたかと思ひます。

私は、先ほども申したように、自由経済体制を守つていきたい立場のものでございます。非能率な官僚統制はとらない。わが国が現在まで目覚ましい経済発展を遂げたのは、民間の活力によって競争が活発に行われた結果であると考えております。しかし、一部に自由経済の機能を妨げるような硬直化の傾向が見られることは、竹本君御指摘のとおりでございます。また、今日は安定成長を旨とした経済運営を必要とされておるのでありますから、公正かつ自由な競争を促進することが、自由経済の活力を発揮するためには必要である。独禁法の改正は、現在の時点に照らしても重要であると考えておる次第でございます。

また、日本の独禁政策は、アメリカ型か西歐型かという御質問でございます。独禁政策は、それぞれの国の実情が違つたので、一概に、アメリカ方式、あるいはまた西独等西歐方式というわけにはまいりません。国情に沿つた政策をとるべきだと考えております。また、産業

を国有化するというような方向ではなく、自由経済を原則として、その弊害面を社会的なルールを確立して規制をしていきたいというのが、三木内閣の考え方でございます。

また、同調的な値上げに対して、報告義務だけでは何の歯どめにもならぬ、公取の値下げの勧告ができるようにすべきであると思ふがどうかという御質問でありました。

また、価格の問題については、先ほどもお答えいたしましたように、公権力によって価格形成に深く介入することは、これは自由経済の根幹に触れる問題でありますので、私は、公取が価格形成に深く介入することは適当でないと考へるわけでございます。

また、政府の提出法案について優先順位をつけるというお話でございます。また、全部その法案に対して成立を期したいというために国会に提出をいたしましたのでございますから、今日の段階で、優先順位をつけるということは、適当でないと考へておるわけでございます。全部、どうか御審議の上、成立を図れるように御協力を願ひたいと思つておるわけでございます。(拍手)

また、独禁法の改正というものに対して、いろいろの問題についてお述べになつた個所がございましたが、とにかく、この法案は、日本の自由経済を維持していくためのルール確立という見地か

ら必要でございますので、審議日数も少ないわけではございますが、できるだけ能率を上げて御審議の上、成立できますように、皆さんの御協力を願つておる次第でございます。

「内閣総理大臣(三木武夫君) わが国は自由経済をたてまゝとしておるわけでありまして、経済に公権力が介入するということは、できるだけ避けなければならぬと思つております。そういうことになりますと、産業界の活力を失う、経済の発展を阻害する、そういう危険もあつたので、避けなければならぬわけでありまして、そういう観点から、今回の独占禁止法の改正に当たりまして、私は、いろいろ必要な意見を申し述べたわけでありまして。

ただし、今回の政府提出の改正案は、経済界の実情を十分考慮し、かつ掌握いたしましたので、現段階としては、きつめて妥当な案になっておると思ひます。私といたしましては、今回の改正が自由経済に新しい活力を与え、国民経済の一層の発展に寄与することを期待しておるものであります。なお、今後の産業政策をどうすべきかということとあります。

これは、実情を十分正確に掌握いたしますと同時に、産業政策と経済外交、さらに今回の独禁政策を総合的に進める、こういう方向でやつていきたい、かように考へておる次第であります。

「内閣総理大臣(三木武夫君) 物価が安定したら、独禁法の改正は必要ないのではないか、そういう意見があるが、竹本さんは、私は反対だ、こういうお話であります。私といたしましては、全く御所見と一緒に考へておるわけでありまして、公正かつ自由な競争の促進を旨とし、一般消費者の利益を確保する、これを旨としておりますので、仮に当面の物価が安定いたし

ましても、この改正は必要である、かように考へております。

「副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。午後五時四十一分散会

出席國務大臣
内閣総理大臣 三木 武夫君
通商産業大臣 河本 敏夫君
運輸大臣 木村 睦男君
郵政大臣 村上 勇君
自治大臣 福田 一君
國務大臣 植木 光教君
國務大臣 福田 赳夫君

出席政府委員
内閣法制局第二部長 味村 治君
〇朗読を省略した議長長の報告
(議決通知)
一、去る六日、本院は原子力委員会委員に御園生圭輔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号

朗読を省略した議長の報告 鉄道敷設法の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

七二六

一、去る六日、本院は国家公安委員会委員に橋本守君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

旗野 進一君

足立 篤郎君

社会労働委員

辞任

加藤 紘一君

旗野 進一君

一昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

笠岡 喬君

綿貫 民輔君

地方行政委員

辞任

龜山 孝一君

永山 忠則君

保岡 興治君

足立 篤郎君

村岡 兼造君

岡 兼造君

綿貫 民輔君

社会労働委員

辞任

加藤 紘一君

小林 力君

田中 正巳君

森井 忠良君

龜山 孝一君

園田 直君

田中 榮一君

加藤 紘一君

小林 正巳君

商工委員

辞任

永山 忠則君

下平 正一君

塩崎 潤君

田中 榮一君

葉梨 信行君

綿貫 民輔君

通信委員

辞任

園田 直君

大柴 滋夫君

金丸 徳重君

下平 正一君

小沢 貞孝君

加藤 紘一君

勝澤 芳雄君

田邊 誠君

森井 忠良君

予算委員

辞任

池田 禎治君

小川 省吾君

齊藤 正男君

大柴 滋夫君

金丸 徳重君

(条約付託)

(条約付託)

一、去る六日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めの件(条約第一二二号)

外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案
酒税法の一部を改正する法律案
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

右
鉄道敷設法の一部を改正する法律案

昭和三十八年三月十七日
内閣総理大臣 三木 武夫

右
鉄道敷設法の一部を改正する法律案

昭和三十九年法律第三十七号の一部を次のように改正する。

別表中(別表)を「別表(第一関係)」に改め、同表第七十九号ノ二中「河守」を「福知山」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
京都市北部に必要な鉄道を整備するため、鉄道敷設法別表の予定鉄道路線について変更を必要とする。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的
提出)に関する報告書
鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

二 議案の可決理由
本案は、京都市北部に必要な鉄道としての本路線の所期の目的を達成するための措置として

妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十九年五月六日
運輸委員長 木部 佳昭
衆議院議長 前尾繁三郎殿

右
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

昭和三十九年二月二十八日
内閣総理大臣 三木 武夫

右
中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の実態を調査して」を「をめぐる経済事情の変化に対処してその成長発展を図るため」に、「その円滑な実施を図る」を「中小企業の構造改善を推進する」に改め、「健全な発展の下に」と国民生活の安定向上」を加える。

第三条の見出しを「中小企業近代化計画」に改め、同条第一項中「きいて」を「聴いて」に、「中小企業近代化基本計画(以下「基本計画」という。)」を「中小企業近代化計画(以下「近代化計画」という。)」に改め、同項第一号中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次のイ又はロに該当すること。
イ 当該業種に属する中小企業の近代化を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認められること。

ロ 当該業種に属する事業が国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給するものであり、かつ、その業種に属する中小企業の

近代化を図ることが国民生活の安定又は向上に資するため特に必要であると認められること。

第三条第二項から第四項までを次のように改める。

2 近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次のイ又はロに掲げる事項

イ 製造業にあつては、目標年度における製品の性能又は品質、生産費その他の近代化の目標及び製品の供給の見通し

ロ 製造業以外の業種にあつては、イに掲げる事項に準ずる事項

二 新商品又は新技術の開発、設備の近代化、生産又は経営の規模又は方式の適正化、競争の正常化又は取引関係の改善その他の近代化の目標を達成するために必要な事項

三 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全その他の近代化に際し配慮すべき重要事項

3 主務大臣は、第一項の規定により近代化計画を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行う中小企業者又は当該中小企業者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする団体に

対し、必要な指導を行うものとする。

4 主務大臣は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、近代化計画を変更するものとする。

第三条に次の一項を加える。

5 第三項の規定は、前項の規定により近代化計画を変更した場合に準用する。

第四条及び第五条を削り、第五条の第二項中「指定業種のうち」の下に、「経済事情の著しい変化に対処して緊急に」を加え、「国際競争力を強化するため緊急に」を「国民経済の健全な発展又は国民生活の安定若しくは向上に資するため特に」に

改め、同条第二項の次に次の三項を加え、同条を第四条とする。

2 特定業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う中小企業者を構成員とする商工組合等(以下「特定商工組合等」という。)は、関連業種(その業種に属する事業と特定事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして主務大臣が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う者(以下「関連事業者」という。)又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなればならない。

一 構造改善事業の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 特定商工組合等が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連事業者に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準

4 主務大臣は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するため適当なものであることその他の政令で定める基準に該当するものと認めるときは、その承認をするものとする。

第六条の前に次の一条を加える。

(中小企業新分野進出計画の承認等)

第五条 その業種に属する中小企業の供給する物品又は役務に対する需要が需給構造その他の経済事情の変化による著しい影響を受けていることその他の政令で定める基準に該当するため、当該業種に属する事業以外の事業の分野への進出を促進することが特に必要であるものとして当該業種に属する事業を所管する大臣が指定する業種(以下「進出促進業種」という。)に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等は、その構成員たる中小企業者の新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施又はその成果の企業化、需要の開拓、進出促進業種に属する事業の用に供して

いる設備の処理その他の事業(以下「新分野進出計画」という。)について中小企業新分野進出計画(以下「新分野進出計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その新分野進出計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出計画が、当該進出促進業種に属する事業を行う構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することができ、その事業の分野への進出に係るものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

3 第一項の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつてその承認に係る新分野進出計画に定める設備の処理を実施しようとするものは、設備処理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その設備処理計画がその承認に係る新分野進出計画を円滑に実施するため適当なものである旨の承認を受けることができる。

4 前条第三項の規定は新分野進出計画に、同条第五項の規定は第一項又は前項の承認及びその取消しに準用する。

第六条中「実施計画」を「近代化計画」に、「若しくは前条第一項」を「第四条第一項若しくは第二項」に改め、「構造改善事業」の下に「実施し、若

しくは前条第一項の承認に係る新分野進出計画に従つて新分野進出事業を」を加える。

第七条第一項中「基本計画」を「近代化計画」に、「第三条第二項第五号又は第六号の」を「生産若しくは経営の規模若しくは方式の適正化に関する事項又は競争の正常化若しくは取引関係の改善に関する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう者(以下「関連事業者」という。)」を「行う者」に、「当該関連事業者」を「当該事業を行う者」に改める。

第八条第一項中「行なう」を「行う」に、「生産性が著しく向上し」を「近代化が著しく促進され」に、「基本計画」を「近代化計画」に改め、同条第二項中「第五条の第二項」を「第四条第一項」に、「特定業種に属する事業(以下「特定事業」という。)」を「特定事業」に、「行なう」を「行う」に、「生産性が著しく向上する」を「近代化が著しく促進される」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「若しくは第二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前三項」を「前三項」に改め、「指定事業を行なう」を削り、「行なう」を「行う」に、「あわせて」を併せて「に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、政令で定めるところにより、第四条第二項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行うものに対し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行う他の法人である中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる法人である中小企業者と合併し、又は特定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人(会社又は企業組合に限る。)を設立し、かつ、それにより当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認

め、同条第二項の次に次の三項を加え、同条を第四条とする。

2 特定業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う中小企業者を構成員とする商工組合等(以下「特定商工組合等」という。)は、関連業種(その業種に属する事業と特定事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして主務大臣が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う者(以下「関連事業者」という。)又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなればならない。

一 構造改善事業の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 特定商工組合等が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連事業者に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準

4 主務大臣は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するため適当なものであることその他の政令で定める基準に該当するものと認めるときは、その承認をするものとする。

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

七二八

められる旨の承認をすることができる。特定事業以外の指定事業を行う中小企業者が同項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行うものと当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認められるときにおける当該指定事業を行う中小企業者及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、当該承認を受けた特定商工組合等の構成員たる法人である中小企業者であつて特定事業を行うものと合併し、又は当該特定事業を行う法人である中小企業者に対して出資し、若しくは当該特定事業を行う中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人(会社又は企業組合に限る)を設立する場合であつて、その合併又は出資により当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認められるときにおける当該関連事業者たる中小企業者に対して、同様とする。

2 商工組合等が、第四条第一項の承認を受けた構造改善計画若しくは第五条第一項の承認を受けた新分野進出計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者に対し、又は第四条第二項の承認を受けた構造改善計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者若しくは当該関連事業者たる中小企業者に対し、試験研究の実施に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該構成員たる中小企業者又は当該関連事業者たる中小企業者がその負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、その負担金について特別償却をすることができる。

3 第五条第三項の承認を受けた中小企業者が当該承認に係る進出促進業種に属する事業の用に供している減価償却資産の廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

18 第十八条を次のように改める。
(主務大臣等)
第十八条 この法律における主務大臣は、当該指定事業を所管する大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項に関しては、当該各号に定める大臣とする。
一 第五条第一項若しくは第三項の承認又は新分野進出事業の実施状況に係る前条第三項の報告の徴収 当該進出促進業種に属する事業を所管する大臣及び当該新分野進出事業によつて進出しようとする事業を所管する大臣
二 第七条第二項の報告、第十条第一項の指導又は前条第二項の報告の徴収 当該報告、指導又は報告の徴収の対象となる者の行う事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行う事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)及びその組合又は連合会を所管する大臣
2 主務大臣は、第四条第二項の指定又は承認を

しようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)
第二条 改正前の第五条の二第一項又は第八条第二項若しくは第三項の規定によつてした承認であつてこの法律の施行の際現にその効力を有するものは、それぞれ改正後の第四条第一項又は第八条第二項若しくは第四項の規定によつてしたものとみなす。
(地方税法の一部改正等)
第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六条第二項第十号を次のように改める。

十 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第四条第一項若しくは第二項若しくは沖繩振興開発特別措置法第二十条第一項若しくは第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は中小企業近代化促進法第五条第一項の規定による承認を受けた新分野進出事業の用に供する土地で政令で定めるもの
2 前項の規定による改正後の地方税法第五百八十六条第二項第十号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十年年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
3 第一項の規定による改正後の地方税法第五百八十六条第二項第十号の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 地方税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第四章第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える改正規定中第七百一条の三十四第三項第二十一号に係る部分を次のように改める。
二十一 中小企業近代化促進法第四条第一項若しくは第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は同法第五条第一項の規定による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新分野進出事業の用に供する施設で政令で定めるもの
(中小企業信用保険法の一部改正)
第五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第二号中「事業を行なう」を「事業、同法第四条第二項の承認を受けた構造改善計画に係る構造改善事業又は同法第五条第一項の承認を受けた新分野進出計画に係る新分野進出事業を行なう」に改める。
(沖繩振興開発特別措置法の一部改正等)
第六条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「きいて」を「聴いて」に、「近代化基本計画」を「近代化計画」に改め、同項第一号中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第二号中「生産性の向上」を「近代化」に改め、同条第二項中「第四項まで、第四号及び第五号を」を「第五項まで」に、「近代化基本計画」を「近代化計画」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「行なう」を「行なう」に、「第四号第一項、第五号第一

項、第五号第一

項、第五号第一

項を「第三条第四項」に改める。

第二十条第一項中「行なう」を「行う」に、「において」「商工組合等」とを「及び次条において」「商工組合等」とに改め、「構造改善に関する事業」の下に「(以下この条において「構造改善事業」という。))」を加え、同条第二項中「第五条の二第二項の規定は前項を」を「第四条第三項から第五項までの規定は第一項又は第二項に」、「及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等」を「から第四項までの規定は第一項又は第二項の承認を受けた特定商工組合等」に、「行なうもの」を「行うもの及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者」に、「前項の承認を受けた商工組合等」を「第一項又は第二項の承認を受けた商工組合等及び同項の承認を受けた関連事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定業種に属する事業を行う沖繩の中小企業者を構成員とする商工組合等(以下この条及び次条において「特定商工組合等」という。)は、関連業種(その業種に属する事業と特定業種に属する事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するもの)として関係行政機関の長が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下この条において同じ。に属する事業を行う者(以下この条及び次条において「関連事業者」という。))又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 関係行政機関の長は、前項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十一条第一項中「第八条第四項」を「第八

条第五項」に改め、同項第一号中「第三項又は前条第二項」を「第四項又は前条第四項に」、「若しくは第三項の承認」を「から第四項までの承認」に改め、同項第二号中「前条第二項」を「前条第四項」に、「第八条第二項」を「第八条第二項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「第九条を」を「第九条第一項に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「及び前条第二項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者(関連事業者を構成員とする同項の承認を受けた商工組合等のうち同法第二十一条第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げるものに該当するものを含む。))」については、これらの者に改める。

第五十七条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第四項」に改める。

2 前項の規定による改正前の沖繩振興開発特別措置法第十九条第二項において準用する改正前の中小企業近代化促進法第八条第一項又は第三項の規定によつてした承認であつてこの法律の施行の際現にその効力を有するものは、前項の規定による改正後の沖繩振興開発特別措置法第十九条第二項において準用する改正後の中小企業近代化促進法第八条第一項又は第四項の規定によつてしたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する沖繩振興開発特別措置法の罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における中小企業をめぐる経済事情の著しい変化にかんがみ、国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給する中小企業についてもその近代化を促進し、及び特定の業種に属する中小企業者がその構造改善事業を関連業種に属する事業者と共同して実施することを推進するため所要の措置を講ずるとともに、中小企業の新規の事業分野への進出を円滑にするための措置を講ずること等

により、中小企業の成長発展を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済事情の著しい変化に対処して、中小企業の成長発展を図るため、国民生活関連中小企業の近代化の促進、中小企業者が関連事業者と共同で実施する構造改善事業の推進及び中小企業の新分野への進出の円滑化について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

法律の目的を「中小企業をめぐる経済事情の変化に対処してその成長発展を図るため、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、中小企業の構造改善を推進するための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進し、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。」に改める。

2 中小企業近代化計画の策定

(1) 業種指定及び近代化計画の策定
中小企業近代化基本計画と中小企業近代化実施計画とを一本化して中小企業近代化計画(以下「近代化計画」という。)とし、主務大臣は、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、次に該当する業種であつて政令で定めるもの(以下「指定業種」という。)に属する中小企業について「近代化計画」を定めるものとする。

(2) 当該業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

(3) 当該業種に属する中小企業の近代化を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の

健全な発展に資するため特に必要であると認められること。

③ 当該業種に属する事業が国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給するものであり、かつ、その業種に属する中小企業の近代化を図ることが国民生活の安定又は向上に資するため特に必要であると認められること。

近代化計画で定める事項
近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 目標年度における製品の性能又は品質、生産費その他の近代化の目標及び製品の供給の見通し

② 新商品又は新技術の開発、設備の近代化、生産又は経営の規模又は方式の適正化、競争の正常化又は取引関係の改善その他の近代化の目標を達成するために必要な事項

③ 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全、その他の近代化に際し配慮すべき重要事項

3 中小企業構造改善計画の承認等

(1) 特定業種の指定及び構造改善計画の作成
指定業種のうち、経済事情の著しい変化に対処して緊急にその業種に属する中小企業の構造改善を図ることが国民経済の健全な発展又は国民生活の安定若しくは向上に資するため特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの(以下「特定業種」という。)に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等は、新商品又は新技術の開発、生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

(2) 特定業種と関連業種との共同構造改善計画の作成

昭和三十五年五月八日 衆議院会議録第二十号 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

特定業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等(以下「特定商工組合等」という。)は、関連業種(その業種に属する事業と特定事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして主務大臣が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う者(以下「関連事業者」という。)又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、特定事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

(3) 構造改善計画の記載事項
構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
① 構造改善事業の目標、内容及び実施時期
② 構造改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
③ 特定商工組合等が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連事業者に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準

(4) 主務大臣の承認
主務大臣は、承認の申請があつた構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するため適当なものであることその他の政令で定める基準に該当すると認めるときは、その承認をするものとする。

4 中小企業新分野進出計画の承認等
新分野進出計画の作成
需給構造その他の経済事情の変化による著しい影響を受けていることその他の政令で定める基準に該当する業種であつて、その業種に属する事業以外の事業の分野への進出を促進することが特に必要であるものとして事業所管大臣が指定する業種(以下「進出促進業種」という。)に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等は、その構成員たる中小企業者の新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施又はその成果の企業化、需要の開拓、進出促進業種に属する事

業の用に供している設備の処理その他の新分野進出事業について新分野進出計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。
(2) 主務大臣の承認
主務大臣は、新分野進出計画が、当該進出促進業種に属する事業を行う構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができると認めるときは、その承認をするものとする。
(3) 設備処理計画の作成及び承認
新分野進出計画の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつた計画に定める設備の処理を実施しようとするものは、設備処理計画を作成し、新分野進出計画を円滑に実施するため適当である旨の主務大臣の承認を受けることができる。
5 資金の確保
主務大臣は、近代化計画に定める指定業種に属する中小企業の近代化のための設備の設置、特定業種の構造改善事業、特定業種と関連業種との共同構造改善事業及び新分野進出事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんを努めるものとする。
6 課税の特例
新たに次の課税の特例を設ける。
(1) 合併等の場合の課税の特例
承認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者又は関連事業者が構造改善計画に従つて合併若しくは出資をし、その合併又は出資により事業の近代化が著しく促進されると認められる旨の主務大臣の承認を受けたときは、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

(2) 減価償却の特例
① 商工組合等が、承認を受けた構造改善計画又は新分野進出計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員又は関連事業者たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための負担金を賦課した場合において、その負担金が納付されたときは、租税特別措置法で定めるところにより、その負担金について特別償却をすることができる。
② 新分野進出計画の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者が進出促進業種に属する事業の用に供している減価償却資産の廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。
7 施行期日
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
8 地方税法の一部改正
(1) 中小企業近代化促進法の規定により承認を受けた構造改善計画又は新分野進出計画若しくは沖繩振興開発特別措置法の規定により承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は新分野進出事業の用に供する土地で政令で定めるところにより、特別土地保有税は非課税とする。
(2) 中小企業近代化促進法の規定により承認を受けた構造改善計画及び新分野進出計画に従つて実施される構造改善事業又は新分野進出事業の用に供する施設で政令で定めるところにより、事業所税は非課税とする。
9 中小企業信用保険法の一部改正
中小企業近代化促進法の規定により承認を受けた関連業種との構造改善計画に係る構造改善事業又は新分野進出計画に係る新分野進出事業を行うものを中小企業信用保険法の「近代化関係中小企業者」とするよう改める。
10 沖繩振興開発特別措置法の一部改正
中小企業近代化促進法の改正内容が、沖繩の中小企業者についても適用出来るよう沖繩開発特別措置法について所要の改正を行う。
二 議案の可決理由
本案は、最近における経済事情の著しい変化に対処して、中小企業の近代化を促進し、その成長発展を図るための措置として有効適切なもの

のと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
昭和五十年五月七日
商工委員長 山村新治郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、現下の不況を克服し、小規模企業の保護育成を図りつつ、中小企業の近代化を推進するため、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 中小企業の受注量確保を中心とする不況対策を一層拡充するとともに、長期的視野に立つて中小企業近代化の基盤を整備するため、中小企業の組織強化、経営指導、情報提供、労働福祉の向上、小規模事業者対策の充実、金融・税制の改善等の諸対策の総合的な強化を図ること。
二 生活関連業種につき実態を把握の上、必要に応じ速やかに指定業種とするよう努めること。
三 中小企業の近代化対策の実施に当たっては、地方公共団体の意向をより一層反映させる等によつて地域の実態や業種の特性に応じた近代化を促進するよう配慮し、関連業種協働型構造改善についてもこの趣旨に沿つた運用を図り、特に関連業種の範囲等について弾力的な運用に努めること。
四 新分野進出事業制度を効果あらしめるため、進出促進業種に対する技術指導、技術情報の提供等をきめ細かく行うとともに、進出した新分野における中小企業の成長発展が確保されるよう適切な施策を講ずること。

恩給法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十年二月十五日
内閣総理大臣 三木 武夫

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「七十五万円」を「百四万円」に、「三百七十五万円」を「五百二十万円」に、「四百五十万円」を「六百二十四万円」に改める。

第六十五条第二項中「四万二千円扶養家族ニ付テハ其ノ一人ニ付四千八百円(扶養家族ノ中二人迄ハ一人ニ付一万二千円)」を「六万円扶養家族ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付一万八千円(増加恩給ヲ受クル者に妻ナキトキハ其ノ中一人ニ付テハ四万二千円)其ノ他ノ扶養家族ニ付テハ一人ニ付四千八百円」に改め、同条第六項中「七万二千円」を「十二万円」に改める。

第七十五条第二項中「其ノ一人ニ付四千八百円(扶養遺族ノ中二人迄ハ一人ニ付一万二千円)」を「其ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付一万八千円其ノ他ノ扶養遺族ニ付テハ一人ニ付四千八百円」に改める。

別表第一号表中「第一号表」を「第一号表(第四十八条関係)」に改める。

第四号表(第七十五条関係)

退職当時ノ俸給年額

率

二、五七七、四〇〇円以上ノモノ	二三・〇割
二、三三〇、一〇〇円ヲ超エ二、五七七、四〇〇円未満ノモノ	二三・八割
二、二六五、八〇〇円ヲ超エ二、三三〇、一〇〇円以下ノモノ	二四・五割
二、一八三、一〇〇円ヲ超エ二、二六五、八〇〇円以下ノモノ	二四・八割
一、五二七、七〇〇円ヲ超エ二、一八三、一〇〇円以下ノモノ	二五・〇割
一、四五五、二〇〇円ヲ超エ一、五二七、七〇〇円以下ノモノ	二五・五割
一、三〇八、九〇〇円ヲ超エ一、四五五、二〇〇円以下ノモノ	二六・一割
一、〇二二、五〇〇円ヲ超エ一、三〇八、九〇〇円以下ノモノ	二七・四割
九五三、九〇〇円ヲ超エ一、〇二二、五〇〇円以下ノモノ	二七・八割

別表第一号表ノ二中「第一号表ノ二」を「第一号表ノ二(第四十九条ノ二関係)」に改める。

別表第一号表ノ三中「第一号表ノ三」を「第一号表ノ三(第四十九条ノ三関係)」に改める。

別表第二号表中「第二号表」を「第二号表(第六十五条関係)」に、「一、五八八、〇〇〇円」を「一、九三三、〇〇〇円」に、「一、二八六、〇〇〇円」を「一、七七六、〇〇〇円」に、「一、〇三三、〇〇〇円」を「一、四二五、〇〇〇円」に、「七七八、〇〇〇円」を「一、〇七五、〇〇〇円」に、「六〇三、〇〇〇円」を「八三三、〇〇〇円」に、「四六一、〇〇〇円」を「六三六、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「第三号表」を「第三号表(第六十五ノ二関係)」に、「一、六八九、〇〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」に、「一、四〇一、〇〇〇円」を「一、九三五、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、九三三、〇〇〇円」に、「九八八、〇〇〇円」を「一、三六四、〇〇〇円」に、「七九二、〇〇〇円」を「一、〇九四、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び別表第五号表を次のように改める。

第五号表(第七十五条関係)

退職当時ノ俸給年額

率

二、五七七、四〇〇円以上ノモノ	一七・三割
二、三三〇、一〇〇円ヲ超エ二、五七七、四〇〇円未満ノモノ	一七・八割
二、二六五、八〇〇円ヲ超エ二、三三〇、一〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
二、一八三、一〇〇円ヲ超エ二、二六五、八〇〇円以下ノモノ	一八・二割
一、五二七、七〇〇円ヲ超エ二、一八三、一〇〇円以下ノモノ	一八・八割
一、三五〇、九〇〇円ヲ超エ一、五二七、七〇〇円以下ノモノ	一九・五割
一、二四一、四〇〇円ヲ超エ一、三五〇、九〇〇円以下ノモノ	二〇・二割
一、〇二二、五〇〇円ヲ超エ一、二四一、四〇〇円以下ノモノ	二〇・四割
九五三、九〇〇円ヲ超エ一、〇二二、五〇〇円以下ノモノ	二〇・九割
八九八、八〇〇円ヲ超エ九五三、九〇〇円以下ノモノ	二二・〇割
八四三、一〇〇円ヲ超エ八九八、八〇〇円以下ノモノ	二二・四割
七八八、三〇〇円ヲ超エ八四三、一〇〇円以下ノモノ	二二・七割
七六三、四〇〇円ヲ超エ七八八、三〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
七一八、三〇〇円ヲ超エ七六三、四〇〇円以下ノモノ	二三・七割
六三七、七〇〇円ヲ超エ七一八、三〇〇円以下ノモノ	二三・九割
六二二、三〇〇円ヲ超エ六三七、七〇〇円以下ノモノ	二四・三割
五九七、七〇〇円ヲ超エ六二二、三〇〇円以下ノモノ	二四・九割
五九七、七〇〇円ノモノ	二五・八割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ五〇六、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ五〇六、〇〇〇円トス

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ三七九、五〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ三七九、五〇〇円トス

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二第一項中「六月以上一年未満」を「六月未満」に改め、同条第二項から第四項での規定中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

6 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第...号)による改正前の第一項又は第二項の規定による一時恩給又は一時扶助料については、なお従前の例による。

附則第十一条の見出しを「兵たる旧軍人又はその遺族に対する一時恩給又は一時扶助料」に改める。

附則第十二条の見出しを削り、同条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 兵たる旧軍人で、兵たる旧軍人としての引き続く実在職年が三年以上七年未満であるもののうち、失格原因がなくて退職し、かつ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、一時恩給を給するものとする。

2 附則第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項に規定する兵たる旧軍人の遺族について準用する。

3 前二項の規定による一時恩給又は一時扶助料は、昭和五十年八月一日において現に普通恩給若しくは扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により旧軍人としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有している者に対しては、給しないものとする。

附則第十四条第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とす

る。

附則第十五条中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

附則第十七条の二第二項及び第三項中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改める。

附則第二十二條の三中「四万二千円」を「六万円」に改める。

附則第二十七條ただし書中「三十六万六千六百四十七円」を「五十万六千円」に、「二十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。

附則第四十四條の見出しを「準公務員期間のある者についての特例」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十四條の二 法律第八十七号による改正前の恩給法第二十条第二項に規定する二級官試補若しくは三級官見習(高等文官の試補その他これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)を退職した後において文官となつた者、同項に規定する準文官としての特定郵便局長を退職した後において文官としての特定郵便局長となつた者又は同法第二十二條第二項に規定する準教育職員を退職した後において同条第一項に規定する教育職員(教員職員とみなされる者及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又はこれに相当する学校において教育事務に従事する文官を含む。以下この条において同じ。)となつた者のうち、当該二級官試補、三級官見習、準文官としての特定郵便局長又は準教育職員(以下この条において「二級官試補等」という。)を入管、組織の改廃その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者及び教育職員となるため準教育職員を退職した者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該二級官試

補等の在職年数を加えたものによる。

2 附則第二十四條の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」と、附則第四十一条第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額
大將	四、一〇三、二〇〇円
中將	三、三八三、五〇〇円
少將	二、六四二、三〇〇円
大佐	二、二六五、八〇〇円
中佐	二、一六二、五〇〇円
少佐	一、六八〇、四〇〇円
大尉	一、四一七、五〇〇円
中尉	一、一一九、四〇〇円
少尉	九五三、九〇〇円
准士官	八七七、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	七一八、三〇〇円
軍曹又は一等兵曹	六七一、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	六五三、一〇〇円
兵	五九七、七〇〇円

附則別表第二中(附則別表第二)を「附則別表第二(附則第十六条関係)」に改める。

附則別表第三中「附則別表第三」を「附則別表

とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十年八月一日から」と、同条第四項中「昭和五十六年十月」とあるのは「昭和五十年八月」と読み替えるものとする。

3 附則第二十四條の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者である場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一を次のように改める。

第三(附則第二十七條関係)に改める。

附則別表第四中「附則別表第四」を「附則別表第四(附則第二十二條関係)」に、「三三九、〇〇

〇円を「四八二、〇〇〇円」に、「四二九、〇〇〇円」を「五九二、〇〇〇円」に改める。
 附則別表第五中「附則別表第五」を「附則別表第五(附則第二十二條關係)」に、「三九七、〇〇〇円」を「五四八、〇〇〇円」に、「三〇〇〇円」を「五四八、〇〇〇円」に、「三〇〇〇円」を「五四八、〇〇〇円」に改める。

二、〇〇〇円を「四一七、〇〇〇円」に、「三三八、〇〇〇円」を「三二九、〇〇〇円」に、「二〇六、〇〇〇円」を「二八五、〇〇〇円」に改める。
 附則別表第六を次のように改める。

板定俸給年額	金額
四、一〇三、二〇〇円	三、九五七、三〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、三一〇、四〇〇円
二、六四二、三〇〇円	二、五七七、四〇〇円
二、二六五、八〇〇円	二、一八三、一〇〇円
二、一六一、五〇〇円	二、〇五八、七〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、六一九、九〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、三〇八、九〇〇円
一、一一九、四〇〇円	一、〇二二、五〇〇円
九五三、九〇〇円	八九八、八〇〇円
八七七、二〇〇円	七八八、三〇〇円
七一一、三〇〇円	六五三、一〇〇円
六七一、〇〇〇円	六二二、三〇〇円
六五三、一〇〇円	五九七、七〇〇円
五九七、七〇〇円	五二五、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)
 第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「二十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。
 別表中「別表」を「別表(第三條關係)」に改め

附則第八條第一項中「昭和四十九年九月分を「昭和五十年八月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎に在職年に算入されている実在職年の年数	金 額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上	四十二万円
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く。)	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未滿	三十一万五千円
六十五歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く。)	九年未滿	二十一万円
六十五歳未満の者で増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上	三十一万五千円
六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻若しくは子に給する扶助料	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未滿	二十一万円
六十五歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く。)	九年未滿	十萬五千円

附則第八條第三項中「昭和四十九年八月三十一日」を「昭和五十年七月三十一日」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
 2 普通恩給を受ける権利を取得した者が再び公務員となつた場合における当該普通恩給又はこれに基づく扶助料に関する前項の規定の適用については、同項の表の実在職年の年数は、当該普通恩給又は扶助料の基礎に在職年に算入されている実在職年に再び公務員となつた後の実在職年を加えた年数とする。

附則第九條中「附則第六條第一項」を削り、「改定は」の下に「同條第二項に係るものを除き」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
 附則別表中「附則別表」を「附則別表(附則第七條關係)」に改める。

附則第八條第三項中「昭和四十九年八月三十一日」を「昭和五十年七月三十一日」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
 2 普通恩給を受ける権利を取得した者が再び公務員となつた場合における当該普通恩給又はこれに基づく扶助料に関する前項の規定の適用については、同項の表の実在職年の年数は、当該普通恩給又は扶助料の基礎に在職年に算入されている実在職年に再び公務員となつた後の実在職年を加えた年数とする。

附則第十三條第二項の表中「一、一九一、〇〇〇円」を「一、六四四、七五〇円」に、「九六四、五〇〇円」を「一、三三二、〇〇〇円」に、「七七四、〇〇〇円」を「一、〇六八、七五〇円」に、「五八三、五〇〇円」を「八〇六、二五〇円」に、「四五二、二五〇円」を「六二四、七五〇円」に、「三四五、七五〇円」を「四七七、〇〇〇円」に、「三二二、七五〇円」を「四四四、〇〇〇円」に、「二九七、七五〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「二二六、五〇〇円」を「三二二、七五〇円」に、「二七八、五〇〇円」を「二四六、七五〇円」に

(傷病恩給等に関する経過措置)
第四条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。)については、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、昭和五十年八月分以降附則別表第四の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の恩給法別表第二号表の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五條第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)附則別表第四」とする。

第五条 昭和五十年七月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額の計算については、なお従前の例による。
2 昭和五十年八月一日から同年十二月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病恩給の金額に関する改正後の恩給法第六十五條ノ二第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)附則別表第五」とする。

第六条 第七項の増加恩給については、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、昭和五十年八月分以降附則別表第六の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)附則別表第六」とする。

第七条 傷病年金については、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、昭和五十年八月分以降附則別表第七の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)附則別表第七」とする。

第八条 特例傷病恩給については、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。))附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、昭和五十年八月分以降附則別表第八の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定する年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)附則別表第八」とする。

第九条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、六万円に改定する。

2 恩給法第六十五條第二項に規定する扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき一万八千円(増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万二千円)、その他

の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

3 恩給法第六十五條第六項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は法律第八十一号附則第十三條第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、十二万円に改定する。

第十条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき一万八千円、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)
第十一条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、その年額を、昭和五十年八月分以降附則別表第九の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第十の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(同法附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三條ただし書の規定の適用については、これらの規定中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、「三十七万九千五百円」とあるのは「三十五万五千五百円」とする。

(準公務員期間の算入に伴う恩給年額の改定)
第十二条 改正後の法律第五十五号附則第四十四條の二の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき年月数を有することとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十年八月分以降、その年額を、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)
第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第二条(改正後の法律第五十五号附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する同法附則第十四條第二項に係る部分に限る。)、第十一條(改正後の法律第五十五号附則第十四條第二項に係る部分に限る。))及び前條の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十四条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和五十年七月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの普通恩給の停止に関する改正後の恩給法第五十八條ノ四第一項の規定の適用については、同項中「百四万円」とあるのは「九十七万円」と、「五百二十万円」とあるのは「四百八十五万円」と、「六百二十四万円」とあるのは「五百八十二万円」とする。

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

附則別表第一(附則第二条関係)

額	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	板 定 俸 給 年 額
四三二、八〇〇円	四三二、八〇〇円	五五九、六〇〇円
四五〇、六〇〇円	四五〇、六〇〇円	五八二、六〇〇円
四六一、八〇〇円	四六一、八〇〇円	五九七、一〇〇円
四七三、九〇〇円	四七三、九〇〇円	六一一、五〇〇円
四八五、九〇〇円	四八五、九〇〇円	六二八、三〇〇円
五〇四、二〇〇円	五〇四、二〇〇円	六五一、九〇〇円
五二〇、一〇〇円	五二〇、一〇〇円	六七二、五〇〇円
五三四、八〇〇円	五三四、八〇〇円	六九一、五〇〇円
五五二、八〇〇円	五五二、八〇〇円	七一四、八〇〇円
五七〇、八〇〇円	五七〇、八〇〇円	七三八、〇〇〇円
五九〇、六〇〇円	五九〇、六〇〇円	七六三、六〇〇円
六一〇、五〇〇円	六一〇、五〇〇円	七八九、四〇〇円
六三五、二〇〇円	六三五、二〇〇円	八二一、三〇〇円
六五〇、八〇〇円	六五〇、八〇〇円	八四一、五〇〇円
六七一、一〇〇円	六七一、一〇〇円	八六七、七〇〇円
六九〇、七〇〇円	六九〇、七〇〇円	八九三、一〇〇円
七三〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円	九四三、九〇〇円
七四〇、四〇〇円	七四〇、四〇〇円	九五七、三〇〇円
七七〇、五〇〇円	七七〇、五〇〇円	九九六、三〇〇円
八一〇、六〇〇円	八一〇、六〇〇円	一、〇四八、一〇〇円
八五四、八〇〇円	八五四、八〇〇円	一、一〇五、三〇〇円
八七七、四〇〇円	八七七、四〇〇円	一、一三四、五〇〇円
八九八、九〇〇円	八九八、九〇〇円	一、一六二、三〇〇円

九二九、七〇〇円	九二九、七〇〇円	一、二〇二、一〇〇円
九四七、八〇〇円	九四七、八〇〇円	一、二二五、五〇〇円
一、〇〇〇、四〇〇円	一、〇〇〇、四〇〇円	一、二九三、五〇〇円
一、〇二六、四〇〇円	一、〇二六、四〇〇円	一、三二七、一〇〇円
一、〇五三、七〇〇円	一、〇五三、七〇〇円	一、三六二、四〇〇円
一、一〇六、二〇〇円	一、一〇六、二〇〇円	一、四三〇、三〇〇円
一、一五九、三〇〇円	一、一五九、三〇〇円	一、四九九、〇〇〇円
一、一七三、〇〇〇円	一、一七三、〇〇〇円	一、五一六、七〇〇円
一、二一六、八〇〇円	一、二一六、八〇〇円	一、五七三、三〇〇円
一、二七八、九〇〇円	一、二七八、九〇〇円	一、六五三、六〇〇円
一、三四〇、五〇〇円	一、三四〇、五〇〇円	一、七三三、三〇〇円
一、三七八、四〇〇円	一、三七八、四〇〇円	一、七八二、三〇〇円
一、四一五、五〇〇円	一、四一五、五〇〇円	一、八三〇、二〇〇円
一、四九〇、七〇〇円	一、四九〇、七〇〇円	一、九二七、五〇〇円
一、五六五、九〇〇円	一、五六五、九〇〇円	二、〇二四、七〇〇円
一、五八〇、八〇〇円	一、五八〇、八〇〇円	二、〇四四、〇〇〇円
一、六四〇、七〇〇円	一、六四〇、七〇〇円	二、一三一、四〇〇円
一、七一六、二〇〇円	一、七一六、二〇〇円	二、二二九、〇〇〇円
一、七九一、五〇〇円	一、七九一、五〇〇円	二、三二六、四〇〇円
一、八六六、三〇〇円	一、八六六、三〇〇円	二、四一三、一〇〇円
一、九一三、三〇〇円	一、九一三、三〇〇円	二、四七三、九〇〇円
一、九六三、七〇〇円	一、九六三、七〇〇円	二、五三九、一〇〇円
二、〇六〇、五〇〇円	二、〇六〇、五〇〇円	二、六六四、二〇〇円
二、一五八、五〇〇円	二、一五八、五〇〇円	二、七九〇、九〇〇円
二、二〇七、八〇〇円	二、二〇七、八〇〇円	二、八五四、七〇〇円
二、二五五、五〇〇円	二、二五五、五〇〇円	二、九一六、四〇〇円

(イ)

恩給年額の計算の基礎となつて、五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。(を仮定俸給年額とする。)

二、三五二、八〇〇円	三、〇四二、二〇〇円
二、三九七、一〇〇円	三、〇九九、五〇〇円
二、四五〇、〇〇〇円	三、一六七、九〇〇円
二、五四六、九〇〇円	三、二九三、一〇〇円
二、六五三、〇〇〇円	三、四三三、三〇〇円
二、七〇七、五〇〇円	三、五〇〇、八〇〇円
二、七五九、一〇〇円	三、五六七、五〇〇円
二、八一三、二〇〇円	三、六三七、五〇〇円
二、八六五、五〇〇円	三、七〇五、一〇〇円
二、九七一、二〇〇円	三、八四一、八〇〇円
三、〇七七、〇〇〇円	三、九七八、六〇〇円
三、一二九、三〇〇円	四、〇四六、二〇〇円
三、一八二、九〇〇円	四、一一五、五〇〇円

(ロ)

恩給年額の計算の基礎となつて、五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。(を仮定俸給年額とする。)

三、一八二、九〇〇円	四、一一五、五〇〇円
三、〇七七、〇〇〇円	三、九七八、六〇〇円
二、九七一、二〇〇円	三、八四一、八〇〇円
二、八六五、五〇〇円	三、七〇五、一〇〇円
二、八一三、二〇〇円	三、六三七、五〇〇円
二、七五九、一〇〇円	三、五六七、五〇〇円
二、七〇七、五〇〇円	三、五〇〇、八〇〇円
二、六五三、〇〇〇円	三、四三三、三〇〇円
二、五四六、九〇〇円	三、二九三、一〇〇円
二、四五〇、〇〇〇円	三、一六七、九〇〇円
二、三九七、一〇〇円	三、〇九九、五〇〇円
二、三五二、八〇〇円	三、〇四二、二〇〇円

(ハ)

恩給年額の計算の基礎となつて、五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。(を仮定俸給年額とする。)

三、一八二、九〇〇円	四、一一五、五〇〇円
三、〇七七、〇〇〇円	三、九七八、六〇〇円
二、九七一、二〇〇円	三、八四一、八〇〇円
二、八六五、五〇〇円	三、七〇五、一〇〇円
二、八一三、二〇〇円	三、六三七、五〇〇円
二、七五九、一〇〇円	三、五六七、五〇〇円
二、七〇七、五〇〇円	三、五〇〇、八〇〇円
二、六五三、〇〇〇円	三、四三三、三〇〇円
二、五四六、九〇〇円	三、二九三、一〇〇円
二、四五〇、〇〇〇円	三、一六七、九〇〇円
二、三九七、一〇〇円	三、〇九九、五〇〇円
二、三五二、八〇〇円	三、〇四二、二〇〇円

(ニ)

恩給年額の計算の基礎となつて、五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。(を仮定俸給年額とする。)

三、一八二、九〇〇円	四、一一五、五〇〇円
三、〇七七、〇〇〇円	三、九七八、六〇〇円
二、九七一、二〇〇円	三、八四一、八〇〇円
二、八六五、五〇〇円	三、七〇五、一〇〇円
二、八一三、二〇〇円	三、六三七、五〇〇円
二、七五九、一〇〇円	三、五六七、五〇〇円
二、七〇七、五〇〇円	三、五〇〇、八〇〇円
二、六五三、〇〇〇円	三、四三三、三〇〇円
二、五四六、九〇〇円	三、二九三、一〇〇円
二、四五〇、〇〇〇円	三、一六七、九〇〇円
二、三九七、一〇〇円	三、〇九九、五〇〇円
二、三五二、八〇〇円	三、〇四二、二〇〇円

一、〇五三、七〇〇円	一、四五一、二〇〇円
一、〇二六、四〇〇円	一、四一七、五〇〇円
一、〇〇〇、四〇〇円	一、三八一、六〇〇円
九四七、八〇〇円	一、三〇八、九〇〇円
九二九、七〇〇円	一、二八三、九〇〇円
八九八、九〇〇円	一、二四一、四〇〇円
八七七、四〇〇円	一、二一一、七〇〇円
八五四、八〇〇円	一、一八〇、五〇〇円
八一〇、六〇〇円	一、一一九、四〇〇円
七七〇、五〇〇円	一、〇六四、一〇〇円
七四〇、四〇〇円	一、〇三二、五〇〇円
七三〇、〇〇〇円	一、〇〇八、一〇〇円
六九〇、七〇〇円	九五三、九〇〇円
六七一、一〇〇円	九二六、八〇〇円
六五〇、八〇〇円	八九八、八〇〇円
六三五、二〇〇円	八七七、二〇〇円
六一〇、五〇〇円	八四三、一〇〇円
五九〇、六〇〇円	八一五、六〇〇円
五七〇、八〇〇円	七八八、三〇〇円
五五二、八〇〇円	七六三、四〇〇円
五三四、八〇〇円	七三八、六〇〇円
五二〇、一〇〇円	七一八、三〇〇円
五〇四、二〇〇円	六九六、三〇〇円
四八五、九〇〇円	六七一、〇〇〇円
四七二、九〇〇円	六五三、一〇〇円
四六一、八〇〇円	六三七、七〇〇円

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一、一〇六、二〇〇円	一、五二七、七〇〇円
一、一五九、三〇〇円	一、六〇一、〇〇〇円
一、一七三、〇〇〇円	一、六一九、九〇〇円
一、二一六、八〇〇円	一、六八〇、四〇〇円
一、二七八、九〇〇円	一、七六六、二〇〇円
一、三四〇、五〇〇円	一、八五一、二〇〇円
一、三七八、四〇〇円	一、九〇三、六〇〇円
一、四一五、五〇〇円	一、九五四、八〇〇円
一、四九〇、七〇〇円	二、〇五八、七〇〇円
一、五六五、九〇〇円	二、一六二、五〇〇円
一、五八〇、八〇〇円	二、一八三、一〇〇円
一、六四〇、七〇〇円	二、二六五、八〇〇円
一、七一六、二〇〇円	二、三七〇、一〇〇円
一、七九一、五〇〇円	二、四七四、一〇〇円
一、八六六、三〇〇円	二、五七七、四〇〇円
一、九一三、三〇〇円	二、六四二、三〇〇円
一、九六三、七〇〇円	二、七一、九〇〇円
二、〇六〇、五〇〇円	二、八四五、六〇〇円
二、一五八、五〇〇円	二、九八〇、九〇〇円
二、二〇七、八〇〇円	三、〇四九、〇〇〇円
二、二五五、五〇〇円	三、一一四、八〇〇円
二、三五一、八〇〇円	三、二四九、二〇〇円
二、三九七、一〇〇円	三、三二〇、四〇〇円
二、四五〇、〇〇〇円	三、三八三、五〇〇円
二、五四六、九〇〇円	三、五一七、三〇〇円
二、六五三、〇〇〇円	三、六六三、八〇〇円

七三八

(四)

二、七〇七、五〇〇円	三、七三九、一〇〇円
二、七五九、一〇〇円	三、八一〇、三〇〇円
二、八二三、二〇〇円	三、八八五、〇〇〇円
二、八六五、五〇〇円	三、九五七、三〇〇円
二、九七一、二〇〇円	四、一〇三、二〇〇円
三、〇七七、〇〇〇円	四、二四九、三〇〇円
三、一二九、三〇〇円	四、三二一、六〇〇円
三、一八二、九〇〇円	四、三九五、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三、一八二、九〇〇円を超える場合においては、その年額に一・三八一を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を仮定俸給年額とする。

(四)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
三八〇、四〇〇円以下	五二五、三〇〇円
三八〇、四〇〇円を超え三九七、六〇〇円以下	五四九、一〇〇円
三九七、六〇〇円を超え四一五、三〇〇円以下	五七三、五〇〇円

附則別表第三(附則第三条関係)

(四)

退職当時ノ俸給年額	率
二、四一三、一〇〇円以上ノモノ	二三・〇割
二、二一九、〇〇〇円ヲ超エ二、四一三、一〇〇円未満ノモノ	二三・八割
二、一一一、四〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	二四・五割
二、〇四四、〇〇〇円ヲ超エ二、一一一、四〇〇円以下ノモノ	二四・八割
一、四三〇、三〇〇円ヲ超エ二、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ	二五・〇割
一、三六二、四〇〇円ヲ超エ一、四三〇、三〇〇円以下ノモノ	二五・五割
一、二二五、五〇〇円ヲ超エ一、三六二、四〇〇円以下ノモノ	二六・一割
九九六、三〇〇円ヲ超エ一、二二五、五〇〇円以下ノモノ	二六・九割
九五七、三〇〇円ヲ超エ九九六、三〇〇円以下ノモノ	二七・四割

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(何)

八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ	二七・八割
八六七、七〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ	二九・〇割
八四一、五〇〇円ヲ超エ八六七、七〇〇円以下ノモノ	二九・三割
七三八、〇〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ	二九・八割
六五一、九〇〇円ヲ超エ七三八、〇〇〇円以下ノモノ	三〇・二割
六二八、三〇〇円ヲ超エ六五一、九〇〇円以下ノモノ	三〇・九割
六一一、五〇〇円ヲ超エ六二八、三〇〇円以下ノモノ	三一・九割
五九七、一〇〇円ヲ超エ六一一、五〇〇円以下ノモノ	三二・七割
五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ	三三・〇割
五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ	三三・四割
五五九、六〇〇円ノモノ	三四・五割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ四七四、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条
第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四七四、〇〇〇円トス

二、四一三、一〇〇円以上ノモノ	一七・三割
二、二二九、〇〇〇円ヲ超エ二、四一三、一〇〇円未満ノモノ	一七・八割
二、一三一、四〇〇円ヲ超エ二、二二九、〇〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
二、〇四四、〇〇〇円ヲ超エ二、一三一、四〇〇円以下ノモノ	一八・二割
一、四三〇、三〇〇円ヲ超エ二、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ	一八・八割
一、二二五、五〇〇円ヲ超エ一、四三〇、三〇〇円以下ノモノ	一九・五割
一、一六二、三〇〇円ヲ超エ一、二二五、五〇〇円以下ノモノ	二〇・二割
九五七、三〇〇円ヲ超エ一、一六二、三〇〇円以下ノモノ	二〇・四割
八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ	二〇・九割
八四一、五〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ	二一・〇割
七八九、四〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ	二二・四割
七三八、〇〇〇円ヲ超エ七八九、四〇〇円以下ノモノ	二二・七割
七一四、八〇〇円ヲ超エ七三八、〇〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
六七二、五〇〇円ヲ超エ七一四、八〇〇円以下ノモノ	二三・七割
五九七、一〇〇円ヲ超エ六七二、五〇〇円以下ノモノ	二三・九割
五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ	二四・三割
五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ	二四・九割
五五九、六〇〇円ノモノ	二五・八割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ三五五、五〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条
第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ三五五、五〇〇円トス

附則別表第四(附則第四条関係)

不具 廢疾ノ程度	年 額
特 別 項 症	第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ七以内ノ金額ヲ加ヘタル金額
第 一 項 症	二、〇五三、〇〇〇円
第 二 項 症	一、六六三、〇〇〇円
第 三 項 症	一、三三四、〇〇〇円
第 四 項 症	一、〇〇六、〇〇〇円
第 五 項 症	七八〇、〇〇〇円
第 六 項 症	五九五、〇〇〇円

附則別表第五(附則第五条関係)

傷 病ノ程度	金 額
第 一 款 症	二、一八四、〇〇〇円
第 二 款 症	一、八一、〇〇〇円
第 三 款 症	一、五五四、〇〇〇円
第 四 款 症	一、二七七、〇〇〇円
第 五 款 症	一、〇二四、〇〇〇円

附則別表第六(附則第六条関係)

傷 病 の 程 度	年 額
第 七 項 症	四五二、〇〇〇円

普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、五五四、〇〇〇円とする。

附則別表第七(附則第七条関係)

傷 病 の 程 度	年 額
第 一 款 症	五三三、〇〇〇円
第 二 款 症	三九〇、〇〇〇円
第 三 款 症	三〇八、〇〇〇円
第 四 款 症	二六七、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八・五に相当する金額とする。

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

附則別表第八(附則第八條關係)

不具廃疾又は傷病の程度	年額
特別項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第一項症	一、五三九、七五〇円
第二項症	一、二四七、二五〇円
第三項症	一、〇〇〇、五〇〇円
第四項症	七五四、五〇〇円
第五項症	五八五、〇〇〇円
第六項症	四四六、二五〇円
第一款症	四一五、五〇〇円
第二款症	三八四、七五〇円
第三款症	二九二、五〇〇円
第四款症	二三一、〇〇〇円
第五款症	二〇〇、二五〇円

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は三三九、〇〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十分の八・五に相当する金額とする。

附則別表第九(附則第十一條關係)

階級	仮定俸給年額
大將	三、八四一、八〇〇円
中將	三、一六七、九〇〇円
少將	二、四七三、九〇〇円
大佐	二、一一一、四〇〇円
中佐	二、〇二四、七〇〇円
少佐	一、五七三、三〇〇円
大尉	一、三二七、一〇〇円
中尉	一、〇四八、一〇〇円

附則別表第十(附則第十一條關係)

階級	仮定俸給年額	金額
少尉		八九三、一〇〇円
准士官		八二一、三〇〇円
曹長又は上等兵曹		六七二、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹		六二八、三〇〇円
伍長又は二等兵曹		六一一、五〇〇円
兵		五五九、六〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含む。	
仮定俸給年額		金額
	三、八四一、八〇〇円	三、七〇五、一〇〇円
	三、一六七、九〇〇円	三、〇九九、五〇〇円
	二、四七三、九〇〇円	二、四一三、一〇〇円
	二、一一一、四〇〇円	二、〇四四、〇〇〇円
	二、〇二四、七〇〇円	一、九二七、五〇〇円
	一、五七三、三〇〇円	一、五一六、七〇〇円
	一、三二七、一〇〇円	一、二二五、五〇〇円
	一、〇四八、一〇〇円	九五七、三〇〇円
	八九三、一〇〇円	八四一、五〇〇円
	八二一、三〇〇円	七三八、〇〇〇円
	六七二、五〇〇円	六一一、五〇〇円
	六二八、三〇〇円	五八二、六〇〇円
	六一一、五〇〇円	五五九、六〇〇円
	五五九、六〇〇円	四九一、九〇〇円

理由
最近の経済状況にかんがみ、恩給年額について、その額の引上げ、高齢者に対する特例の設定等を行うとともに、旧軍人に対する一時恩給、旧軍人等の加算年の年額計算への算入、準公務員期間の通算等について所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律
 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
道	府	一 警察費	警察職員数	一人につき	三、七四六、〇〇〇円
		二 土木費			
		1 道路橋りより費	道路の面積	千平方メートルにつき	一二七、〇〇〇
		(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八五六、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三八、七〇〇
		2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	二六〇、〇〇〇
		(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一三、〇〇〇
		(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	二、二九〇
		3 港湾費			
		(1) 経常経費	その他の土木費	一人につき	三〇三
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三四〇		
三 教育費		海岸保全施設の延長	一メートルにつき	五六〇	

1 小学校費	教職員数	一人につき	一、九八五、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	一、九五四、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	三、三五六、〇〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	二二、八〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二二、二〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	一、一一〇
四 厚生労働費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	一、〇二四、〇〇〇
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	二、一六〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一、三六〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、三六〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二二〇
3 衛生費	人口	一人につき	一、六二〇
4 労働費	人口	一人につき	二七四
五 産業経済費	失業者数	一人につき	二八八、〇〇〇
1 農業行政費	農家数	一戸につき	三一、一〇〇
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一七、二〇〇
(2) 投資的経費			
2 林野行政費			

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

七四四

		市町村	
九 特別事業債償還費	(1) 經常経費	林野の面積	一人につき
	(2) 投資的経費	林野の面積	一人につき
	3 水産行政費	水産業者数	一人につき
	(1) 經常経費	水産業者数	一人につき
	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき
	4 商工行政費	人口	一人につき
	六 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき
	1 徴税費	恩給受給権者数	一人につき
	2 恩給費	人口	一人につき
3 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき	
(1) 經常経費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	
(2) 投資的経費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	
九 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	
1 消防費	人口	一人につき	
2 土木費	道路橋りょう費	千平方メートルにつき	
(1) 經常経費	道路の面積	五、七〇〇	
(2) 投資的経費	道路の延長	一六七、〇〇〇	
2 港湾費	港湾(漁港を含む)に於けるけい留施設の延長	一、二〇〇	
(1) 經常経費	港湾(漁港を含む)に於ける外かく施設の延長	二、二九〇	
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)に於ける外かく施設の延長	二、二九〇	
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	
(1) 經常経費	都市計画区域における人口	二三五	
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	三〇五	
4 公園費	人口	一人につき	
(1) 經常経費	人口	五〇	
(2) 投資的経費	人口	三七八	
5 下水道費	人口集中地区人口	一人につき	
6 その他の土木費	人口	九〇	
(1) 經常経費	人口	三三九	
(2) 投資的経費	人口	一四六	
1 小学校費	人口	一人につき	
三 教育費	人口	一人につき	

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(1) 經常経費	児童数	一人につき	一一、六〇〇
(1) 經常経費	学級数	一学級につき	二八六、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	二、六三〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	二二七、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	一一、一〇〇
(1) 經常経費	学級数	一学級につき	二九五、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	二、六三〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	二二七、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	三、四三〇、〇〇〇
(1) 經常経費	生徒数	一人につき	一一、五〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一一、八〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	二、二八〇
(1) 經常経費	人口	一人につき	一五一
(2) 投資的経費	市部人口	一人につき	一、九四〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費			
2 社会福祉費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	一、二九〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二三〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	六五二
4 清掃費	人口	一人につき	一、九五〇
(1) 經常経費	人口	一人につき	二〇四
(2) 投資的経費	失業者数	一人につき	二八八、〇〇〇
5 労働費			
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一五、六〇〇
(1) 經常経費	農家数	一戸につき	六、〇九〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三五一
2 商工行政費			
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一〇、三〇〇
(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、九三〇
(2) 投資的経費	市町村税の税額	千円につき	一一五
六 その他の行政費	世帯数	一世帯につき	二、二三〇
1 徴税費	人口	一人につき	四、四八〇
2 戸籍住民基本台帳費	面積	一平方キロメートルにつき	二三八、〇〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	七七五
(1) 經常経費	面積	一平方キロメートルにつき	一一五、〇〇〇
(2) 投資的経費	千円につき		九五〇
七 災害復旧費			
	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		

昭和五十年五月八日 衆議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

八 特定債償還	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 二五〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇
十 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 一一四

附則

この法律は、公布の日から施行する。
 改正後の地方交付税法別表の規定は、昭和五十年年度分の地方交付税から適用する。
 昭和五十年年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
市	臨時土地対策費	人口	三六〇円
町	臨時土地対策費	人口	三六〇円
村	臨時土地対策費	人口	三六〇円

4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

5 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。
 附則第五項中「昭和四十九年度」を「昭和五十年」に改める。

理由

地方財政の状況にかんがみ、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する地方団体の財源の充実に資するため、各種の制度改正等に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
 本案は、地方財政の状況にかんがみ、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する地方団体の財源の充実に資するため、各種の制度改正等に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用の改定等を行うこととするものである。その要旨は次のとおりである。

- 1 児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実、社会福祉施設の整備その他社会福祉水準の向上に要する経費の財源を措置すること。
- 2 教職員定数の増加、教員給与の改善、教

右報告する。昭和五十年五月七日 地方行政委員長 大西 正男 衆議院議長 前尾繁三郎殿

附則

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
 政府は、今日厳しい経済情勢のもとにおいて、住民福祉の向上が実現できるような地方財政の充実強化に努めるとともに、今後における社会経済情勢の変化に即応した適切な財政運営ができるよう、特に次の諸点について善処すべきである。
 一 地方団体の増高する財政需要に対処するため、地方交付税率の引上げ等を含め、地方交付税の所要額の確保等一般財源の強化充実に努めること。
 二 特別交付税の率のあり方について検討すること。
 三 地方財政計画の策定に当たり、その積算内容の改善合理化、特に規模の是正を積極的に行うこと。
 四 超過負担については、引き続きその完全解消の措置を講じ、新たな超過負担を生じさせないよう努めるとともに、国庫補助負担制度の改善合理化を図ること。
 五 上下水道、清掃施設、教育施設、社会福祉施設等住民の生活関連公共施設の計画的な整備を図るため、国庫補助負担制度の拡充強化を図ること。
 六 人口急増対策、過疎対策、公害対策、消費者行政等住民生活の安定と住民福祉の充実のため、地方道路目的財源の拡充に努めること。
 七 地方債については、引き続き政府資金の拡充を図るほか、償還期限の延長、起債手続きの簡素化等の改善措置を講ずること。
 八 住民生活に不可欠な地方公営企業の経営の現状にかんがみ、引き続き国庫補助制度の拡充強化を図るとともに、総合的な経営健全化対策を講ずること。
 九 公営ギャンブル収入の均てん化措置を強化すること。

議案の可決理由

地方財政の現状にかんがみ、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する財源の充実に資するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の改定等を行うこととする本案は、妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
 なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

議案の要旨及び目的

また、本案に対しては、日本社会党及び公明党共同提案により、佐藤敬治君外一名から、人口急増市町村及び人口急減市町村の財源を強化すること、都の特例を廃止すること、普通交付税と特別交付税の割合を変更すること、内容を修正する修正案が、日本共産党・革新共同提案により、三谷秀治君外二名から、地方交付税率の率を引き上げることと内容とする修正案が、それぞれ提出されたが、いずれも、賛成少数をもつて否決された。

日本共産党・革新共同三谷秀治君外二名提出の修正案に対しては、国会法第五十七條の三の規定に基づき内閣を代表して福田自治大臣から「本修正案については、政府としては反対である」との意見が述べられた。

本案施行に要する経費

昭和五十年年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に、地方交付税交付金として四兆四千二百九十五億五千六百七十七万五千円を計上している。

定価 一部 一〇円
 発行所 東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八二 四四一(六六代)

明治三十五年三月三十一日 第三種郵便物認可